

令和3年12月20日（月曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

令和3年第4回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	鷹平義弘君
水道事業所長	岩渕茂樹君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長	赤間隆之君

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議案第82号令和3年度松島町一般会計補正予算（第7号）について、提案説明を議題といたします。

議題の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず初めに、おはようございます。

議案第82号令和3年度松島町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服新時代改革のための経済対策に基づく事業であり、12月15日付で本給付金の運用方法が国より示されたことから、対象児童に対し議決をいただきました先行給付金と併せて年内に5万円を追加給付するための経費を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、子育て世帯への臨時特別給付金事業費の説明をさせていただきます。

お手数ですが、主要事業説明資料1をご覧ください。

一般会計補正予算事項別明細書は4ページになります。

事業概要等についてでございます。

本事業につきましては、12月17日に議決をいただきました子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付に続きまして、児童手当の本則給付を受けられる世帯を対象に、ゼロ歳から高校3年生までの児童1人当たり5万円を現金にて追加給付するものであります。

今回12月15日に国で給付金の運用方法が定められたことに伴いまして、今回補正予算に提案するものでございます。

なお、運用方法につきましては、現金で一括10万円の給付、現金で2回に分け計10万円の給付、現金で5万円給付し、残る5万円を各種クーポンで給付の3ケースが示され、どのケースを自治体で選択しても国からの制限はなく、全額国費で賄われる事業として示されました。

今後のスケジュールでございますが、本日12月20日に先行給付分5万円が対象世帯へ給付となります。その後、今回議決をいただいた後、提案分につきましては12月27日に5万円給付となります。また、18歳までの高校生には12月中に通知し、1月に10万円一括給付予定として進めてまいります。最後に、新生児につきましては、出生届出時に通知をお渡しし、申請月ごとに需給の意思確認を元に10万円一括給付を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第3 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第3、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問を願います。3番櫻井 靖議員。

〔3番 櫻井 靖君 登壇〕

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。

こうやって、またここに立ち、一般質問ができることを本当に感謝申し上げます。地域の皆様の声を聞き、自分なりに考え、この場で質問したいと考えております。改選後のトップバッターです。新しく議員になられた方々に笑われないようにしっかりと質問していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに、「商店街を活性化する方策は」について質問をいたします。

商店街の活性化については、全国的な課題であります。我が町の高城町商店街にしてもかつては七夕などを行い、大いににぎわっていた時期がありました。しかし、月日が流れるにしたがって店舗の数が減少しております。このままでは商店街と呼べなくなるのではないかと危惧するところであります。町としても空き店舗の調査をしているようですが、いまだ具体的な方向性が出されていないように思われます。町はいかにして商店街を活性化していこうとしているのかについてお伺いをいたします。

現在、空き店舗数はどれくらいあるのでしょうか。町全体と高城町商店街地区と分けて教えていただければと思います。そして、そのうち実際どれだけの店舗が使用可能なのでしょうか。また、その使用できない原因についてどのように把握しているのか伺います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の商店街の活性化する方策についての答弁に入りたいというふうに思います。

平成28年度に調査を実施したときの空き店舗数は、全体で31件でありました。うち、高城地区は10件でありましたけれども、新たに店舗開業した店もありますので、現状は詳細まではつかめていない状況ですが、引き続き商工会等と連携しながら調査してまいりたい、このように考えております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 以上ですか。分かりました。今回私選挙で高城町商店街のほうに事務所を借りたいというふうなことで、空き店舗を探したんですが、実際のところ見つかりませんでした。不動産屋さんにも頼んだんですが、それもまた見つけることができませんでした。使われていない店舗があるのに使えない、その店舗の多くは荷物がそのままになっていて片付いていない、そういうふうなわけで使用できない状況にあります。店舗がいつでも使えるような状態であれば借りる人もいると思うんですが、まずは片付けてもらわないとその店舗が使えない状況です。このことを町ではどのように思っているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁求めます。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今の質問で、片付けられていないということで使えないというお話でありますけれども、なかなかその辺の取扱いというのは、建物の個人であります、その中に入っているものは個人所有権のものになります。どういうふうな、各空き店舗、おのこの理由でその辺の形態はなされているんじゃないかということであります。そういうことであります。その辺の処理の仕方についてはちょっと難しいところがあるかと思えます。ただ、今言われた店舗の、空き店舗の再利用は、別な目線で考えたら、先ほど町長がお答えしましたように、やっぱりこの辺は商工会とか高城商店街の人たちとか、何かそういうふうなところで意見交換会とか情報収集しながら取り組んでいくのがよいんじゃないかと。個人財産に対する財産の取扱いですので、この辺はちょっと難しいところも一面にはあるのかなというふうに理解しております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 空き店舗に限らず空き家もそうです。片付けることが難しい、それが一番おっくうなのかなと私は思っております。誰も捨てようと思っても捨てられないというふうなのがあります。生活に支障がなければそのまま、まあいいやという感じというふうなものも誰も思っております。なかなかきっかけがないとそういうふうな片付けというのはできないのかなと。そういうときに、やはりぼんと肩をたたいてあげるといふようなことが必要なのだと思うんです。やっぱりそういうふうな調査をしたときに、そういうふうな実態ですね、町としても把握してもらって、ぜひともそういうふうな再利用、お店の再利用というふうなのを踏み込んで、やはり町としても考えていっていただきたいと私は思っております。商工会、商店街に任せるだけではなく町としてもやはり動くべきだと私は思っております。

す。やはりそういうふうなだったらば町としても商工会、商店街とともにその店舗を空けてもらえるように何らかの持ち主と話し合いをしてもいいのではないかと、やはり町としての口添えも必要なのではないかなと私が思っております。やはりそれが活性化につながる、新しく再生するというふうなことに繋がるのではないのでしょうか。そのまま見過ごしておくというふうなはいかなものかなと思いますが、そこら辺の考えをもう一度お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは、松島町だけじゃなくて県内一律こういう悩みを抱えているんだろうというふうに思っております。昨日、小牛田駅、今美里町ですけれども、あそこの駅前も少しぶらぶら、ちょっと寒い中歩いてきましたけれども、昔の面影は本当にここもなくなったなど思いながら歩いてきました。やっぱり一番は、お店の方々の高齢化に伴っての後継者がまずなかなか見つからない、いないということだろうと思うんです。いろいろな商店、何々商店さん、食品さんでもいいんですけれども、そういった方々のニーズが、今から、例えば30年前と現在ではもう当然変わってきていると。変わってきた中で自分のおやじがやっていたことを、家族がやっていたことをその後継者になる方々が行うかというとなかなかそれがうまくいかない。なぜかという、なりわいが立たない、なりわいが立たないということは生活ができないということになるんだろうというふうに思います。そこでいろいろな工夫がされているんだろうと思います。商店街で中央の辺りで一所懸命やっている方のお話などを聞くと、やっぱりその辺がなかなか厳しいんだという話であります。ですから、やっぱりその新しい方々に空き店舗を使っていただくという政策に対しては議員もご承知かと思っておりますけれども、うちの企画を窓口にして空き店舗の起業誘致に、起業です、起こすほうです、起こすことを進めてこれまで何店舗かやってきましたし、高城町の中にもその店はございますけれども、そういった店が少しでも増えていければということで町としては対策を取っていると。これからも取ろうと思っておりますし、またそういった方々の今実際松島に来て話し合いを、起業を行った方々とお話し合いをする機会も今後設けながら、再度、もう少し何かいいアイデアがないのか、そういったことはやっていきたい、このように思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私は、お店が空いていれば使いたいというふうな人が現れると思うんです。まず空いていないことにはお話が始まらないのではないかと、今回ちょっとそういうふ

うな、事務所を借りるというふうなことで見たんですけれども、本当に空いていない、そこが最大の私は問題なのかなと思っています。やりたくてもできない、そういうふうな状況なのではないかとそれで、高城町でも新しくお店をしている方が何件かあります。やはりそういうふうにニーズとしては確かにあるのではないかと、今までと違った業種であっても店舗さえ空いていれば小さなお店でもやりたいという人は必ずいると思います。ですから、やはりそういうふうな部分のスペースをつくるというふうなことから始めていかないと商店街というふうなのは保っていけないのではないかと私は思っております。そういった、ぜひともお店の空間を空けてもらうというふうなこともぜひとも町としても行っていただければ、それを商店街、商工会と共にやっていただければいいのかなと思っています。ぜひともそこをやっていただきますようよろしくお願いいたします。

そして、店舗というふうな部分で、先ほどもありましたが、そこで住んでいて店舗があるというふうなことが今の高城町商店街というふうな部分が大半かと思っています。ですので、やはり店舗と住居を離す、そのことをきちんと行っていかなければならないのかなと思っていますので、ちょっと次の質問とも絡めさせていただきます。店舗が貸せない理由の1つとして、店舗と住居が一体化している、独立させるにはトイレなどの水回りを造らなければならず、費用面や店舗の面積を考えると二の足を踏まざるを得ないというふうな現状です。そこで、商店街に公衆トイレを造ることで店舗と住居の独立、分離独立を推進できないかと思っておりますが、そういうふうな考え方はないでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず先に、もし議員がそういうことで、事務所を借りようと思ったけれども空き店舗でなかなか借りられなかったということであったようでありますけれども、その問合せをしたときのなぜ借りられなかったのか、あとでまた何点か教えていただければご参考にしたいと思いますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

それから、ただいまの質問でございますけれども、商店街の空き家店舗対策は先ほどお話ししましたけれども、本当に全国共通の課題となっております、また松島だけではありませんけれども、特に高齢者、高齢化、それから後継者問題などを理由に店主が営業をやめて、そのまま住み続けるケースの流動化には店舗兼住宅の職住機能の分離も手法の1つと考えます。しかしながら、職住機能分離のための改修費や代替住宅など様々な課題があり、商店街に公衆トイレを造ることだけで課題が解決することは考えにくいのではというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） これは、私何軒か高城町商店会でリニューアルしたというふうなことを聞いております。それで、そこの店舗に行ったんです。そうしたら、立派なギャラリーというふうな形で改装しておりました。何度かイベントを行ったというふうなことも聞いています。私もその会場を見せてもらったんですけども、本当にすてきなギャラリーとなっております。ただ、こういったお店でもトイレがやはりないというふうなことで苦労しているというふうな話は聞きました。やはりスペースとしてはできるけれども、トイレがないんだと。だから日常的にそういうふうなお店として活用できないんだというふうなことを聞かされました。そういうふうな意味で、やはりスペースは確保できるけれども、それ以外の部分というふうなのがなかなか難しいというふうな声をその人たちから聞きました。仙台にいろは横丁という通りがあります。そこはレトロ感覚のお店が多く、大変若い人たちでにぎわっております。ここも一つ一つのお店は狭く、1戸1戸のお店にトイレはありません。でも、お店の公衆トイレがありまして、そちらのほうをお客さんやお店の方々が利用しております。そういった、昔はちょっと入りづらいトイレだったんですが、トイレを改修したことによって手洗い場にスイカを浮かべてあったりとか、そこが1つのコミュニケーションの場になっているというふうなのが見受けられます。そういうふうな意味からしても、やはりトイレを中心として、そのスペースが活用できるというふうなことはあると思うんです。水回り1つあればそこを共同で使えば何店舗かそこで成立するというふうなことが考えられます。そうすると、居住地と店舗というふうな部分で必ず分離はできます。そして、お店として活用ができる、そういうふうなこともぜひとも考えていっていいのではないかと。そして、そこからまた新しい商店街が始まっていく、そういうふうな考えを持ち合わせていっていいのではないかと、そういうふうな発想力というふうなのはぜひとも必要ではないのかなと思っておりますが、そういった意味で、そのトイレ1つから始めてみるというふうな考えはないんでしょうか。ちょっともう一度お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今仙台の例を出されましたけれども、仙台の例と松島は高城が、それが合うのかという点とまた別な問題ではないのかなと。なぜかという点、いろは横丁はあまり私も詳しくは知りませんが、2つの通りがあって、多分1つの通りに二十四、五店舗ですから両方で50店舗ぐらい、もしかするとあるかもしれませんし、片方の25店舗の1通りの中に、ちょうど中心ぐらいの公衆トイレがあると、そういう昭和の初めの名残のある商店街

なのではないのかなというふうに思っております。あそこも昔から見ていると、結構店の内容は変わって、店が閉まってもあそこでまた何かをやってみたいという方が出てこられて、職種は変わっているんだけどもいろいろなことがやられていて、少しまだにぎわいを持っているということであるのかなと。ただ、あそこは一応組合か何かで造ってトイレの問題とかそういったことに関しましても大分あそこはトイレが汚いということで、多分そういう要望もあってリニューアルされたんだらうと。私も以前あそこに昔行ったことがありますけれども、随分汚いなと思いつつながら。ただ、あの辺でコンビニもそうなかったときだから、やっぱりトイレに行くにはデパートかそういう横丁のトイレを、公衆トイレを使っていたという経緯もあったのかなというふうに思います。ただ、それと高城町をリンクさせるというのはなかなか難しいんでありますけれども、もし議員が高城町にどういったトイレをどういうふうに考えてどういう商店街を構築したらいいのかというもし案があれば、出していただいて、またそれらを商工会なり関係者の方々と議論をして、実際そこから輪が広がるのであれば町もそこはサポートしてきちっとやっていくというそういう筋書きはできているんだらうというふうに思います。ただ、1つトイレを造ればいいのかということじゃなくて、それで本当ににぎわいができているのかというのをきちんと検証するという作業が必要となってくるかと思っておりますので、これを担当者も含めて今後そういうお話し合いの場に提供するようにしていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今話し合いの場というふうなことが出ました。ぜひとも、その話し合いの場をつくっていただきたい、私1人がこういうふうにお話ししても、なかなか難しいというふうなのはあると思います。ですから、次の質問に移りますが、商工会等と活性化について話し合いを持っているのでしょうか。また、町主導で町民も巻き込んだ活性化委員会などを立ち上げ、広く意見を聞く場を設けてはいかがかと思いますが、そこら辺はどう考えていますか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 話し合いにつきましては、商工会との話し合いについては例年町長と懇談会を行っているほか、担当課長がオブザーバーとして商工会の理事会にも参加しております。また、町が事務局を務めております地産地消実行委員会においても、商工会及び商工業者が構成員となっておりますので協力して事業を行っております。平成28年に商工会主導で活性化委員会が立ち上がり、翌年にはまちづくりを目的とした法人が設立され、地域イベントが

始まり、地域活性化に寄与されております。今後は商工会と商店街活性化に向け機会を捉えて話し合いは今後も続けてまいりたい、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） この間ちょっと商工会の会長さんと話がありまして、やはり活性化についてもっといろいろな人の意見を聞きたいんだと、ぜひとも議員さん、そういうふうな会つくれないもんだらうかというふうなご相談を受けました。やはり、本当に一般の人も含めた形で、どういうふうにしていけばいいのかというふうなことをぜひともそういうふうな会をつくっていただきたい。やはりただ商工会だけというふうなのではなく、町もそういうふうなところに協力していただければと私は思っております。一度商店街がなくなってしまえば、再構築するというふうなのは本当に大変な、大変難しいと思っております。大きなスーパーが1軒あればそれで事足りるという考えもあると思いますが、個性豊かなお店があつて、その町の個性というふうになるのかなと私は思っております。違うからこそ隣の商店街にいつてみようかな、そういうふうな気も起こりますし、遠出してあの町の商店街に行こうかなというふうなことも考えられます。個性豊かな商店を育て、人的交流を促進するというふうなことが必要なのかなと思っております。そして、それがもしかしたら定住化につながるのではないのでしょうか。このままでは、何もしなければ今までよりもいい状態になるというふうなのは目に見えております。誰かがやはり旗を振らなければ、そこに人は集まらないわけで、ですから、ぜひともその旗を町が主導として振っていただく役になっていただきたいと思っておりますが、その旗振り役、どう考えていらっしゃるでしょうか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは旗振り役というのは誰がやればいいのかということじゃなくて、やっぱりそこにいろいろな話し合いを詰めてきて機運が熟成してくれば、おのずとじゃあこういうことでやろうかというふうになっていくんだらうと思っております。高城町の活性化委員会の皆さんについては、ちょっと時期的なものが正確に頭の中にもう入っておりませんが、平成28年からたしか平成29年頃にかけて松島高等学校の生徒の皆様方からもいろいろなアイデアをもらって商店街活性化について話し合ったという、こういう経緯もあるかと思っております。そういったことからいろいろな小店舗でありますけれども、起業を興してくれている方々が3店舗、4店舗、5店舗と高城の町の中にも出てきていると。せつかくこの間高城町駅前のロータリーのところも改装が、改修が終わりましたので、利便性も高城駅のほうは高まってきたりして、それから松島高等学校の子供さんたちは、学生さんたちは高城町駅を利用す

る方も多くなってきているので、そういった流れで何らかの方向性ができないのかというお話しはしたことはありますけれども、それで議論を重ねていったことはない。できれば、これは町としてもそうでありますけれども、議会のほうの皆様方に関しましても、できたら商店街の方々と会議等を持っていただいて、一般会議なども開いていただいて、どういうものが問題点になっているのかを議会としてもまた吸い上げていただけるようにしていただければ、町としてもありがたいと、このように思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 町民の方々いろいろな意見をお持ちの方いると思うんです。ただ、それをお話する機会がないというふうなのがあるのかなと私は思っています。私たちにはない発想というふうなのを持っている方もいらっしゃるのかなと、そういう方々のお知恵をぜひ借りて、借りられる機会をつくってもらいたいものだと思っております。今回新しく議員になられた方で松島を楽しくするんだ、そして松島を自慢するんだと言っている方がいらっしゃいます。私はその考えに本当に大いに賛同するところであります。ぜひ、実現できるように、本当に頑張ってください、楽しいから人が集まる、自慢できるから人が集まるんだ、いろいろな、ユニークな考えを持った方々が松島にはまだまだいると思うんです。そして、今私たちのこの50代後半の年代が松島に徐々に戻りつつあります。そして、松島でもう一度過ごしたい、定年になったら松島で過ごすんだというふうな方々がいらっしゃいます。心豊かにこの松島で過ごしたいというふうな方々です。それは、本当に、あたかもウミガメが世界を渡り歩いて故郷に戻るように、そしてほかの地で得た知識と知恵を持ち帰ってこられる、そういう人たちをぜひ活用していただきたいと私は思っているんです。ですから、そういうふうな人たちを活躍できる場、ぜひともそういった方々の知恵や経験を生かせる場を松島町としても持っていただきたいと思っております。先ほど議会もそういうふうな場を設けてはいかがかなとおっしゃいましたが、町としてもぜひともそういう機会を持っていただいてその知恵を出していただける場をつくっていただきたいと思うんですが、そういうふうな機会、改めてどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ここ一、二年、コロナ禍ということもあって、なかなか会議を持つことはちょっとできませんでしたけれども、その以前は商工会青年部を中心に、例えばハンバーガー屋さんに行って、そういう商店街や商工会の若い方々とたまにはお酒を飲みながらお話しをしたこともございますし、そこにいろいろな起業して新しく松島に参入してきた、く

れた方々も参加して松島ってこういうふうにするのもっといいよねとかというお話し、今総理大臣が車座、車座って言っていますけれども、その前から我々もそういったところで車座になって担当課長も一緒に入ってお話しなどもしております。ここ1年、お酒は飲まないまでもそういう若い商工会の皆様方とは車座になって会議も進めて、町の観光であり商店街の活性化についてもお話しをしておりますので、そういったことは町の広報で知らせておりますので、お知らせしているのでお分かりかと思っておりますけれども、今後ともそういう会を重ねて行って、何らかの光明が出てくればというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ちょっと話は変わりますが、買い物難民というふうな言葉があります。買い物が不便だという町民の声を今回すごく多く聞きました。これはただ単に北部地方とかそういうふうなだけの問題ではありません。高城町に住んでいても、やはり足が痛いんだ、腰が痛いんだ、100メートル歩くのも大変だというふうな声が聞こえます。近くに店があればいいのにと、そういうふうな声が聞こえます。小さな商店でもそこに住む人には支えであったというふうなことを聞いております。空き店舗問題は1商店の話ではなく、お店周辺のコミュニティーの問題でもあります。ぜひともそういうふうな問題と捉えて、もう少し深く町としても考えていただければと思ひます。空き店舗がないから人が来ない、そうなのか、それとも人が来ないから空き店舗になるのか、いろいろ考え方はあると思ひますが、ぜひとも前向きな施策をこれからお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。何か一言ございましたらお願ひいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この商店街の活性化については櫻井議員さんだけじゃなくて、前の議会でもいろいろな質疑が、質問がされておりますけれども、まずは、一番は、その商店を地域の方々がよく使ってください、利用してくださいということなんです。それを利用しないで、よその町に行って買って来てあちは安いからってそっちまで行って買ってくる、隣の店にはなかなか物がないとか何かそういうお話もあったかもしれませんが、本当に何か1つぐらい足りない隣には行くけれども、あとはほとんど町外に行って買い物をしてくると、こういった現状がいろいろなところで起きているんだらうと。できるだけやっぱり町内の皆様方には町内消費をとということで、やっぱりこれから町としても捉えていかなくちやならないんだらうなということをお願ひします。それから、磯崎地区にしても松島海岸のほうの地区に

関しましても、買い物難民が増えてきていると、これは区長さんたちからいろいろお話を聞いて賜っておりますので、これらに関しては今後考えていかななくてはならないと。ただ、せっかく、例えばある店舗で幾ら幾ら以上買っていただいたら商品を無料で配達しますよという、そういうシステムをつくっても、なかなか利用してくれないということもあって、継続できないというのがこれまでであったかと思います。ただ、年々高齢化が少しずつ高くなっていきますので、買い物難民はもっともっと増えるということであるかと思いますので、これらについてはいろいろな方々と意見交換をして、対策を取っていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ちょっと今のお話で誤解があったのかもしれませんが、私は物が買えないから商店が閉まるというふうな部分でのお話を今回していたわけではないんです。店を、店舗を何かやりたいけれども、そういうふうな場がないんだということを訴えたかったんです。ですから、そういうふうな活力のある方々が力を発揮するのをぜひ町としてもつくれるように支援していただきたいというふうな趣旨で発言させていただきました。ぜひとも、志ある方にそういう場を与えるということをこれから考えていただければと思いますので、そちらのほうもよろしく願いいたします。それで、1番目の、1つ目の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

次に、観光地地区に授乳室、ベビーケアルームを設置できないかというふうな質問に移らせていただきます。

今回この問題を取り上げたことについては、12年ぶりに女性議員が誕生いたしました。女性の目線で行政の様々な問題を取り上げていくというふうなことをおっしゃっておりまして、大変頼もしく思っております。しかし、育児の問題や、女性の社会進出については、男性がものを言わなくなっていくというわけではありません。男性だってSDGsや、SDGsに掲げているジェンダーの問題についても声を上げなければなりません。男性だって育児のことに関心を持たなければなりません。男だから、女だからということではなく、育児のことも松島町の抱える問題として、今回あえて質問をさせていただきます。

観光地区に行きたいけれども、乳幼児を連れて観光は難しいからもうしばらく我慢しなければいけないと友人に聞かされました。ショッピングセンターなどでは立派な授乳室があるのに、観光地には少ないと言います。インターネットで松島町の現状を調べたところ、やはり決して多いとは言い難い状況です。そこで、観光地区に授乳室、ベビーケアルームが設置で

きないかについて伺います。

町内にどれくらいの授乳室がありますか。その利用状況についてどのように把握しておりますか、よろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 乳幼児保護者の皆様が子供と観光などの外出する際には、おむつ替えや授乳は欠かすことができない行為と認識しております。今年、宮城県では、授乳室に関する県民アンケートを実施しておりますが、設置箇所が少ないという声だけでなく、情報発信が不十分で分かりづらいなどの声もあり、設置者側との実態も把握していきながら効果的な普及を目指す予定であると伺っております。さて、今回の議員による質問についてでございますが、本町で授乳ができる場所として5か所を確認しております。なお、町内では授乳専用としている部屋ではなく、観光のお客様により問合せがあった場合にはそのお店の部屋等を準備して子供へ授乳をしていただいている状況だということも伺っております。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 私も今回インターネットでできる限り調べたんですが、おむつ替えができるというふうなところが20か所、その中で授乳室がありますというふうなところが5か所、その中でも、その5か所の中でも声をかけていただければ授乳室というふうな形で使えますというふうなところが多くあるというふうなことでございました。きちんとスペースとしての授乳室になっているところは5か所の中でも本当に少ないんだろうというふうなことであります。ただ、私の場合、このネットに載っているだけで実際どのくらいあるのかなというのと、まだちょっとはっきりしないものがあります。実際はもっと、もしかしたら多いのかもしれない。先ほど町長が言われたとおり、やはりこういうふうな情報を絶えず発信しなければ、利用者というふうなのは使えないというふうな状況にございます。ぜひともそういうふうな情報を、町のホームページですとか観光協会のホームページとかパンフレット等にQRコードを設置して、そういうふうなのが使えればいいと思うんですが、そういうふうな情報提供についてどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今議員からお話ありましたように、授乳が可能な箇所ということで今後ホームページなりでの掲載なりを観光協会なんかでもちょっと相談しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） とはいえ、数というふうな絶対数が少ないという状況にあります。私が調べた中では、小野寺記念たけなか医院、松島町児童館、松島町レストハウス、カフェ「ロマン」、観瀾亭松島博物館の5か所というふうな形になっておりますので、やはりその中で観光地区となりますと3か所という形、本当に少ない状況です。ですので、やはりこれからは松島町としてもバリアフリーを進めているというふうなのがございます。高齢者や身体に障害のある方以外に、妊婦さんや小さいお子さんを持ったご家族に対しても、もっともつきめ細やかなバリアフリーの在り方について考えていくべきと思いますが、どのような考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 自らのことを言えば、ほぼ30年前に子育てのほう終わらして、間もなく娘も結婚して子供が生まれてもいい年で、そういうことを考えると私のようなおじさんが考えるとあまりいい意見が出ませんので、例えばうちのほうの若い職員も女性の職員もいます。それから海岸のほうは県立自然公園でもありますので、宮城県の考え方もありますし、あと各事業者さんもそれなりの考えをお持ちになっておると思いますので、そういった方々とお話を設けながら、そういった授乳室を広く広めようというような方向に進められたらいいのかなと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 同い年ですね。そういうふうな部分で、私も子供がいるわけではありません。でも、やはりそういうふうなのは社会の問題として、ぜひとも我々も考えていかなければいけない問題だと思うんです。それが一部の人にお任せするというのではなく、みんなで考えていこうというふうにならなければ、やはりいい社会にはなっていない、SDGsというふうな目標にはなかなか達成できないのかなと私は思っております。反対に、どこの観光地でもそういうふうな授乳室というふうなのが不足しているわけです。ですから、それを逆手に取って、小さい子供や乳幼児がいても楽しく遊べますと、そういう場を、そういう環境を整えているところが松島ですというふうなのを売りに発信していくということもまた大切なことではないかと思っております。誰しも観光したい、妊婦さんだから、小さい子供を持っているから観光できない、そういうふうな社会じゃなく、押しつけられれば押しつけられるほど欲求というのは高まっていくわけです。ですから、そういうふうな方々に安

心して松島に来てくださいと、そういうふうと言える松島にしていきたいと、そしてみんなでそのことを考えていくというふうな姿勢が大切なのかなと思うんですが、そこら辺はどう考えているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島町の場合は、今議員も何か所か、5か所の名前を挙げられましたけれども、これはスマホでママパパマップというのを開くと、松島の場合は5か所、それからそれ以外のところで19か所というのが店の名前まで出てくるようになっております。これは、以前松島町の観光エリアにトイレが少ないのではないのかということで、各商店街に町のほうでお願いをしておもてなしトイレということで、たとえお客様のところに行っても、例えばお土産を買わなくてもトイレだけでも貸していただけるという、そういうおもてなしの心でやっていただけませんかということで、店側の了解を得て協力してもらったところについてはそれなりのシールと、こういったところにスマホで見られるように掲載しております。そういったところに、また授乳に関することに関しましても今後、再度町のほうからこういった点についてもお願いしたいというふうに考えて進めていきたい。まずはここからスタートなのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ここからは提案に入るんですけども、松島町の観光地地区に授乳室、ベビーケアルームを設置することで子育てに関心のある町というふうなことで大いにアピールすることができるのではないのかと私は考えているんです。現在箱型の授乳室などがレンタルとして会社などに、レンタルしている会社などがありまして、手軽にそれを設置できるというふうなことがあります。そういったものの活用もまた考えていけばいいかなと思うんですが、そこら辺はどう考えているのでしょうか、お願ひいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員からの質問があった後に、こういったものがあるのかなということでネットで私も、あまりネットで調べるのってあまり好きじゃないんですけども、こういったものを調べさせていただきました。箱型で簡易型などで、様々な授乳設備があると伺って、実際に確認もしております。設置する場所ではミルクのお湯や消毒設備、それからおむつの捨て場の準備も必要となることや、設置スペースの確保、それから費用の負担などの課題もありますので、今後調査していきたい、このようには思っております。それから、先ほど太田課長のほうから出た公園管理事務所等のエリアの中でも、県のほうもいろいろ考えている

ということでございますので、お互いが同じ目標に向かっていろいろ調査していきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今本当に私も知らなかったんですけども、ミルクとかというふうなのは別にお湯今要らないんですよ。ぱかっと開ければそれでミルクですよとやれるものがあるというふうなのを聞きまして、はあ便利になったなというふうな思いがあります。先ほど私、朝、薬王堂に行って見たんですが、やはりそういうふうなものが売っておりました。大半は粉ミルクというふうな状況ではありましたが、そういうふうなものも今売っています。ですから、何から何までそろえなくちゃいけないというふうな時代ではないのかなと、そういうスペース1つあるだけでも全然違うのかなというふうな思いがございます。私の調べたところでは、m a m a r o（ママロ）というふうな箱型のベビーケアルームというのがあります。約1畳分の広さで鍵がかかる形になっておりまして、完全個室で授乳やおむつ替え、寝かしつけなどが行える造りとなっております。買取りというふうなものもございますが、月レンタル5万円ほどするというふうなことになっておりまして、宮城県でも県のほうで試験的に利府町の県民の森や東松島市の矢本海浜緑地に設置しております。鹽竈神社や、また県内のあ・ら・伊達な道の駅みたいな道の駅のほうにも設置しているということでございます。移動可能で大きな看板もあり、目立つというふうな形になっておりますので、そういうふうなものも一度視察されるといいのかなと思っております。改修費用にいろいろお金をかけるというふうなことを考えれば、そういったものをぜひとも活用なさるといいのかなと思いますので、ぜひとも前向きな検討をなされてはいかがかと思いますが、そういうふうなことは情報として入っているのでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今議員がおっしゃったとおり、置き型授乳室の特徴ということで家族だけの個室空間が可能になったり、家具付きで安心して利用できる、それからおむつ交換が楽にできる、それから室内にコンセントがあるということで、電動の搾乳機などの利用が可能であると、あと室内にはテレビというかモニターがありまして、育児情報なんかを流して、その辺の情報もキャッチできると、あと使用の状況が一目で分かるというようなことで、使用の場合はランプがついてその辺の状況が分かるというようなことで、見る限りは、ああいものだなと。イオンとかで、よく、いわゆるシルバニアファミリーのうちをでかくしたような感じで見かけたことが確かにあって、利用されている方もこういうものがあれば

ショッピングなんかも気軽にできるんだらうなというふうに思っていました。今話ありましてとおり、県民の森とかその矢本の海浜公園なんかにもあるというお話でしたので、ちょっと私一人でそれを見に行くというのも変な話なんですけれども、できれば職員なんかと一緒に見て、そのものの実際中に入ってみるなりして、その中身なんかを研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今後やはり男性も育児をする時代というふうなのが当たり前のようになってくると思うんです。どうしてもベビーケアルームとなりますと女性のトイレの近くにあるというふうなのが今までの考え方です。ぜひ、そういったものを設置することで男性も育児参加という部分でできると思います。そういうふうなことをぜひ研究していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、最後の質問に行きます。

文化観光交流館など人が多く集まる場所にも授乳室、ベビーケアルームは必要と考えますが、そこら辺はどのようなになっているでしょうか、お願いします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 文化観光交流館につきましては、所管が教育委員会になっておりますので、教育委員会より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育課長。

○教育課長（千葉忠弘君） 現在文化観光交流館をはじめとする教育施設におきましては、専用の授乳室は設置しておりませんが、授乳のためスペースが必要な方には使用していない部屋などを提供してご利用していただいているところでございます。引き続き同様の対応を取りながら、案内表示などを設け授乳を必要とされる方が気軽に相談できるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） できれば、ちゃんとした部屋があればいいのかなと私は思っております。例えばパーティションで区切る、カーテンだけで区切るというふうになっているだけで、なかなか不安を感じているというふうなこともありますので、ぜひともその対応をお願いできればと思います。本来ならば公共施設だからそういったところには本当は必要なのではな

いのかと思っています。それから、今回書いてありませんでしたけれども、石田沢防災センターなど、そういう避難施設についてもやはりそういうふうなものがあるということが当たり前の時代になってくると思います。町としてもきちんとした対応というふうのを示していかなければならないのかなと思っています。そういう施設、赤ちゃん連れがあまり来ないから設備がないというふうなのではなく、もしかしたらそういうふうな設備があれば赤ちゃん連れでも連れてくるというふうな人がいるのかもしれないという気持ちでぜひ備えていただければと思っています。今年6月に一般質問で私行いました、松島町が合計特殊出生率が県内で最下位ということでございます。このあとこのことについても質問される議員がいるので深くは質問いたしません、やはり最下位からの脱出というのが我が町にとっても必要なことだと思います。ぜひともそういうふうな、子育てについてこの松島町は関心をもっているんだ、そういうことを示していかなければならないと思います。それはぜひお母さんたちの問題では決してありません。町としてぜひとも男も女も関係なく、老若男女問わず、そういった問題に関心があるんだということをぜひとも町全体で考えていっていただきたいと思っています。そういうふうな姿勢をぜひ町としても出していただきたいと思いますが、町長何かそういうことについてお考えを示していただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先ほどからいろいろな形で答弁しておりますので、それらを精査して今後対応していきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 分かりました。授乳室については、本当にもっともっと言いたいことは、意見を持っている人いると思います。ぜひともそういうふうな人たちの声を聞いてあげてください。そして、もっともっと赤ちゃんに優しい、そしてそのお父さんお母さんたちに優しい松島になることを祈って、願って、質問を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員の一般質問が終わりました。

ここで1時間になりますので、休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。

それでは休憩いたします。再開が11時15分、11時15分に再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

質問者は登壇の上質問願います。1番菅野隆二議員。

〔1番 菅野隆二君 登壇〕

○1番（菅野隆二君） 1番菅野隆二でございます。

先ほど櫻井議員の質問の中でありました、松島を自慢したいとずっと言っている者でございます。初めて今回一般質問させていただきます。

まず初めに、皆さんご存じのとおり、私は前議員の菅野良雄の息子でございます。もしかしら執行部の皆様の中には、多少なりともマイナスなイメージを持っている方もいらっしゃるかもしれないですけども、父親の意思を引き継ぎ、町民ファーストの視線で一所懸命やっておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、私のほうから2つほど質問させていただきます。1つ目、まず人口に関してというところでご質問させていただきます。

現在町の人口は1万3,538人となっております。10年前の1万5,255人から現在で1,717名も減少しているという状況でございます。平成28年に策定された松島町長期総合計画では、10年後の令和7年の目標人口を1万4,000人と設定していましたが、現在5年経過した現段階で目標を下回っているという状況になっております。日本全体で少子高齢化が進行しているので、人口を増やすということは正直厳しい部分がありますが、町として減少を抑えるためのさらなる対策を講じる必要を私は感じております。長期総合計画において、若者の定住の促進、地域の実情に応じた子育て支援、観光客と住民などの交流促進を重要課題として方向性を示していますので、実際に進めていることと思います。私も今回立候補する際に、移住定住促進の加速を公約の1つに掲げていますので、そういったところも含めてお伺いします。

1つ目です。現在進めている移住促進策を具体的に伺います。

○議長（色川晴夫君） 答弁を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 人口減少対策ということで、まず、これからこのタイトルは相当長く、時間をかけてやっていく内容になるかと思っておりますので、議員の新しい考え方も、また議会に反映させていただければ、そしてまた町政に反映していただきますようお願い申し上げたいというふうに思います。

少子高齢化の問題は、全国において抱えている課題でもありますけれども、当町におきまし

ても長期総合計画の重点戦略の1つとして軽重を定め各種施策に取り組んでおります。なお、詳細につきましては担当課長より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 現在当町で取り組んでおります移住定住施策につきましてご説明いたします。

まず、大きく3つに分けて、1つずつ説明させていただきます。

1つ目は、移住を検討されている方の当町での暮らし方につきまして相談を受ける移住相談がございます。移住を検討されている方と町の移住定住業務担当者が1対1で相談を受けるものでございます。コロナ禍以前は主に宮城県で主催しております宮城移住フェアや、民間事業者が主催する移住関連イベントに参加していましたが、コロナ禍の状況に入ってから相談者の希望に合わせた相談ができるよう新たにオンラインでの取組を行っているところでございます。

2つ目といたしましては、当町に移住された方を対象に補助金等を交付している事業でございます。定住を目的として町内にマイホームを購入された方に、その取得費用の1部を助成する松島町定住促進事業補助金などの各種施策によりまして、これまでに延べ340世帯、1,017名の方が移住されており、当町の人口の約7.5%となっております。

3つ目といたしましては、空き家等の利活用を目的としました空き家バンクの運用でございます。町のホームページに専用のページを開設しまして、町内の空き家、空き地、空き部屋、空き店舗等の情報を紹介させていただいております。これまでの実績といたしましては、延べ86件、うち契約に至った件数は38件となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 移住者が1,017名と、その空き家バンクを活用していただいた方が86件という形でしたが、こちらの期間というのはどういった期間になりますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 定住補助金を活用されまして定住された方は震災以降ということで、平成23年度から今日現在までとなっております。空き家バンクにつきましては、平成29年から行ってございまして、登録件数が86件のうち契約された方が38件ということでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 人口が、13年から活用して移住していただいた方が1,017名ということなんですが、これは目標だったりとか最初始める場合から比べるとどういった形で町としては受け取っているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） これまで町のほうでは年間十数件の当初予算を計上させていただいておりますが、年々活用、非常に好評でございまして、今年度も9月に追加で予算を確保させていただきまして、現在、間もなく20件に到達する件数ということで、町としましても非常に移住定住施策には大変大きく貢献している事業だと捉えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 私が今46歳なんですが、10歳だったころの10代、10歳から19歳の人口というのが2,700人いたんです。20歳になったとき、そのときの20代と言われる人数が2,100人で600人ぐらい減っているような形でした。30歳になったときは1,700名になっているという形で、しかし、40を超えてからだど、今の減少率、50人ぐらいしか減っていないというところのデータを見ると、やはり20代、30代の方に向けていかに地元で生活の基盤をつくってもらおうかということがポイントになっているのではないかとこのところを思っております。

それを踏まえて2つ目の質問に入らせていただくんですが、町で生まれ育った若者、ここで言う20代、30代です、を町にとどめることが求められますが、町で生まれ育った若者への、今度は定住策です、定住策を具体的にお伺いします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今現在取り組んでいる定住策につきまして、担当課長から答弁させますのでよろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 町内で育ちました若者が、生涯におきまして松島町で生涯住み続けていただく施策としまして、まずは働く場を、こちらの創出に取り組んでいるところでございます。新規企業の進出によりまして、かなりの雇用が生まれてまいりますので、そういった方を中心にということで、現在初原におきます土地利用の計画について推進しているところでございます。産業の雇用を生み出す企業誘致を実現させることで新たな雇用というものを創出するほかに、やがては松島の中でお相手を見つけていただきまして結婚されて

子供が生まれた際におきましても、子育てしやすい環境の構築というのが当然必要になっていると捉えております。つきましては、現在はそういった子育ての環境の整備ということで、認定こども園ということの整備事業を進めているところでございます。

さらには、町内在住の若者の定住施策、加えまして、新婚世帯の呼び込みも行っていきたいなということで考えているわけで、どのような支援が実際効果的なのか、必要なかということのほかの自治体の先進事例も踏まえまして検討をおこなっているところでございます。今後もいつまでも松島町に住み続けていただきたいという願いから、住み続けたいと思っていただけるよう施策を展開してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 新婚世帯に向けての施策ということだったんですが、今検討中ということではあったんですが、例えば今お聞かせ願えるような内容が、こういったことを考えているというのがあればお聞かせ願えますか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 先ほど議員のほうから数字的なものがありました、やはり20代、30代の若者を多く松島に呼び込みたいという思いから、今様々な事例を調査中でございます。まだ具体的にはこれというものは確定はしておりませんが、何とかそういった思いで松島に呼び込む策を考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） そちらの施策は、4年度に仕掛けてというかやっていくという考えで今やっているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 町といたしましては、早期にという思いは持っておりますが、その辺に関しましても様々な財源確保が必要となってまいりますので、企業版ふるさと納税等を活用しながら新たな施策を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 雇用を町で生み出すというところで、私は大変いいなと思ったんですが、今例えば松島町内から仙台市内に通っているという方も大勢いらっしゃると思うんですけれ

ども、そういったところの通勤もさほど時間がかからないとか、そういったところのプロモーションというかPRも必要かなというところは私個人で思うんですが、今もしお分かりであれば結構ですが、現在町内から仙台市内だったりとか他市町村へ通勤して仕事をなさっているという方はどれくらいいらっしゃるかというところはお分かりでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） すみません、そこまでの数字はちょっと持ち合わせていないところでございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか、菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ですので、町で働いていただいて、町で暮らしていただくというのが、もちろん最もいいのかなと思うんですが、そういったところでも移住、定住と考えると通勤が楽ですというところというプロモーションもしていったほうがいいかなというところは思っております。

それでは、ちょっと続いての質問に移らせていただきます。

先ほども定住のお話をさせていただいたんですが、松島で生まれ育った若者が将来的な定住を考えて利用されていない町有地を買いたいと申し入れても、規則にのっとって進めることになり時間がかかってしまうとお聞きしました。しかし、定住を促進するためには、ケース・バイ・ケースで迅速に対応できるように町有地の処分条件を緩和し、できるだけ時間を短縮して応えるということが必要だと思います。こちらに対しては、町長の考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先に、先ほどの松島町で何かPRしているのかということでもありますけれども、移住、定住の松島町の、例えば仙台駅から何分とかこういう利便性がありますとか、駅がこういったところに配置されていますとか、そういったものに関しましては、様々な移住フェア等の開催のときにそういった資料をしっかりとそろえて持っていていますし、また、いろいろな企業を訪問した際にも松島町に企業がもし来られた場合には、こういう利便性のいい土地になっておりますということで内容の濃い資料になっておりますので、できれば後ほどまた見ていただければというふうに思います。

それから、町有地の売払いにつきましては、令和元年第4回議会定例会及び令和2年第3回定例議会におきまして、町が売払う財産については転売禁止に関する条項など一定の基準を設けるべきであるとの指摘を受けたことを踏まえ、令和2年12月に町有地の処分方法や処分

条件などを規定した松島町町有地処分に関する事務処理マニュアルを作成し、一般競争入札による処分を原則としているところでもあります。また、売払いの手順につきましては、町有地の購入を希望する相談や申出を受けた際に、後に当該土地の現況確認をし、処分の可否に関する内部協議を行った上で売払いの手続を進めることとなりますけれども、この確認作業等に時間を要する場合がありますことから、今後は一層時間短縮に努めながらマニュアルに基づく適切な町有地処分を行ってまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 町有地の処分ということで、すぐに簡単にはというのは、もちろん私も十分承知しておりますが、そういった希望があった場合に、いろいろと手続をするとどれくらい、その条件に、ケース・バイ・ケースによって変わってくると思うんですが、平均してどれくらいの日数がかかりますというものがあればお教えいただきたいです。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） これはケース・バイ・ケースであります。例えば、1区画がそれなりの大きさのものとか、あとは言葉の表現が正しいかどうか分かりませんが、猫の額みたいにちょっと狭いところ、あるいは赤線、青線、昔の旧の登記ですね、これがたまたま宅地に隣接して、ほかの方がいない場合とか様々な条件があります。ただ、通常ですと希望される方があったり、そうした場合にまず現地の確認をし、現地測量を、確定測量です、周りの皆さんの同意とかする場合もあつたりします。そういうことを立会いとかそういうことを様々踏まえていって、もし可となれば内部で協議し、そして先ほどに基づいた一般公募に入る、一般公募になるとそれなりに期間を要することになります。それぞれこの期間を設けなさいと、その期間を有してやると。ここで一番時間短縮というのは、その土地に対する現況の確認をどれだけ短縮してすることができるかと、確認をすることができるかというのが一番の我々の仕事なのかなというふうに思っております。そういう意味で、土地の問題の売払いについては、先ほど町長言いましたように、いろいろな今までの議会からもいろいろなご質問がありますので、そういうことを踏まえながら時間をかけないように進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） もちろん利用計画がある土地であれば、なかなか難しいとは思いますが、もし利用計画のない町有地というものであれば有効に活用しながら移住、定住に生かしていただけるよう要望いたします。

では、続いて4つ目の質問をさせていただきます。

人口減少を抑えるためには少子化対策も必要と考えます。今年3月30日の日本経済新聞の記事によりますと、松島町は合計特殊出生率が宮城県内35市町村の中で最下位の0.88です。先ほど櫻井議員のほうからの質問の中にもありましたが、ここに対して現在どのような対策を講じているのか伺います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 当町で取り組んでいる内容につきまして、担当課長より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 町の少子化対策としましては、子供を産み育てる環境づくりとして特定不妊治療に対する助成を行っております。不妊治療を行う夫婦の経済負担の軽減を現在も図っているところでございます。また、昨年度、また今年度と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新生児への給付金の支給、そして今年度より国民健康保険税の子供の均等割額の全額減免、所得制限のない18歳までの子供医療費の助成など、妊娠、出産、育児まで切れ目のない支援を行っているところでございます。今後も当町の次代を担う子供たちを安心して産み育てることができる環境整備に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） いろいろと対策を講じているということでしたが、3月30日の数字なので、なかなか今現在1年もたっていないので難しいとは思いますが、今出生率というものは改善されてきているのか、そういったところをお聞かせ願います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 合計特殊出生率の算定の仕方についてなんですけれども、その年次の15歳から49歳まで、子供さんを生むのが可能な年齢で女性の年齢別出生率を合計したもとなっております、これは毎年試算されるわけではないので、同じような定義で町でそれを置き直して計算した場合、今のところ2020年、去年度で1.13というふうに、数字になるのかなと、これは推計しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 1.13という数字は、その対策を講じた中で結果としてはいいほうなのか、それとももうちょっと行ったのかなという感覚値で結構ですので、教えていただければと思

います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） その繰り返しになるかもしれませんが、年齢、子供さんを生める年齢の女性の年齢層に応じてちょっと上下してしまうので、町で行った施策がどんぴしゃりと当たったかどうかというのはやはりつかみきれないところではあります。ただし、新生児への10万円の給付金を始めたときには、移住する場合この給付金があったからこの町を選びましたということを窓口で言われたこともありますので、こういった取組は続けていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 来年度以降で新たにこういった対策を講じていくというものがあればお聞かせ願います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 際立ってこれを新たにやろうという取組は、今はございませんが、今行っている給付の仕組みだったり、あとは保育所だったり、そういった支援を継続して不足のないように進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 出生率の向上は、子育てに対しての支援ももちろん重要ですが、その前に1人の女性が松島で母になる、男性であれば松島で父になると思ってもらえることがとても重要だと私は思っております。出生率が低くなればなるほど子育てがしにくい社会構造が続き、低出生率からなかなか抜け出せなくなるという言葉もあります。今回の選挙で、実際に松島町内で子育てしている議員も誕生しました。もちろん議会としていろいろなアイデアも出させていただきますし、私個人としても移住促進だったりほか市町村のプロモーションもいろいろとやらせていただきましたので、そういった経験だったりというのは町のためであれば惜しみなく出していきたいと思っております。ですので、町一丸となって、現状を打破していけるようお願い申し上げます、私の移住促進の質問を終わります。

続いてですが、財政について質問させていただきます。

一概に財政がどういう状況かというのもなかなか難しいところはあるとは思いますが、私もしっかりそういった部分も把握して町民の皆様にご説明したいという思いでやっております。

すので、まず1つ目に町民の暮らしを担うため健全な財政を維持する経営能力が問われています。しかし、町の財政状況は厳しいと聞いております。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されておりますが、その指標に当てはめた場合、やはり松島町は財政が厳しい状況なのか、厳しいのであれば、その原因はどこにあるのかというものを知っておきたいと思っております。私も含め町民の皆様が理解できるように、分かりやすく説明していただければと思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 財政についての質問について答弁していきたいというふうに思います。

初めに、健全化判断比率に当てはめた場合、財政が厳しい状況であるのかということでありますけれども、厳しいのであればその原因はどこにあるのかという内容かと思われました。健全化比率の概要から申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を健全化判断比率として定めており、税収や地方交付税などの総額である標準財政規模に対する割合で算出された指標が一定の基準を超えた場合、財政健全化計画、または財政再生計画を策定し、財政の早期健全化に資することを目的とするものであります。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、一般会計に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率及び公営企業会計を含む全ての会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率、共に当町は赤字は生じておりませんので、赤字の大きさを示す指標は示されていない状況であります。次に、地方債の返済額の大きさを標準財政規模に対する割合で示す実質公債費比率につきましては7.0、将来負担すべき実質的な負債を標準財政規模に対する割合で示す将来負担比率につきましては13.1%であり、それぞれの早期健全化基準となる25%と350%を下回る結果となっており、財政状況は健全であるとの結果となっておりますが、当指標につきましては、財政の早期健全化を計る際の指標となるものであり、一概に財政状況が厳しいか否かを判断するものではありませんことをご理解願いたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 指標に当てはめて判断が難しいということで、いうところはもろんなんですが、厳しいかどうかという判断が難しいところはあるんですが、その指標に当てはめない場合、現在の状況、様々な状況を鑑みて現在は町長としてはどういった今の財政状況を

感じているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 一概には厳しいというふうになっておりませんが、これを改善するには様々な施策を講じてもう少し内容を、パーセントを上げていく必要があるのかなというふうには思っております。

○議長（色川晴夫君） サクライ隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 菅野隆二でございます。

○議長（色川晴夫君） 失礼しました。大変失礼しました。菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） では、この健全化に関する法律を当てはめないで、今の状況から見て町長は今の松島町の財政が厳しいのか、それとも今ある程度ゆとりが若干あるのかなと感じているのか、その辺もお教えいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 財政状況が厳しくなっております主な要因としましては、少子高齢化による人口減少が進んでいること、それから町の自主財源であります町税の増収が見込めない状況が継続していることが考えられ、今後もこの傾向は継続するものと想定されているところであります。引き続き町税の増収が期待できる企業誘致と定住促進の各施策を推進することが重要であるというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） それでは、町の財政状況は厳しいと考えているという認識で間違いありませんか。

○議長（色川晴夫君） 町長、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員が厳しく、厳しいと思うか厳しくないと思うかは別として、私はゆとりに関してはそんなに持っていないと、これは、町の首長というのは会社で言えば社長と同じなので、会社の経営と同じで、やっぱり収入があって支出があると、そのバランスが、例えばコロナ禍でここ二、三年崩れてくるだろうと、こういった内容であればどういうふうに収入があったものに対しての歳出を抑制していくのかというのを捉えるのが私たちの立場なのかなと思います。そういう面では、なかなか収入が以前のように望めない状況になってきておりますので、こういったところについてはしっかりと対応していかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番(菅野隆二君) それでは、2つ目の質問にそのまま内容がかぶりますので移らせていただくんですが、財政が厳しくなっている原因を改善するためにはという最もどういった施策が必要になってくるのかということをお聞かせいただければと思います。

○議長(色川晴夫君) 櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) これは、昨日、先週ですか、いろいろな補正予算の中でご説明しましたがけれども、やっぱり松島町としての自主財源をどのように確保して、それを町民の方々に還元していくのかということをもっと考えなくちゃならない、そういったことがしっかりスキームされていかないと厳しいのではないかと、そういった意味で町とすればこれから企業誘致を本格的にやっていきたい、これはこれまで何十年と議会のほうからも提案されて、早く企業誘致を図っていかないと人口が流出すると、また内部需要が高まらないのではないかと、そういうご指摘の下で捉えてきたわけでありましてけれども、やっとここに来て進んできた。まだ形は見えているようで見えていませんけれども、この間お示しした内容でぜひあそこの中にしっかりとした企業を誘致して、そこから出る自主財源を町の財政にということやっていきたいというふうに思っております。

これは、宮城県も今同じような考えで、宮城県としても今のままでは駄目だということで、さらなる企業誘致の土地造成ということでもうたわれておりますけれども、まさしく松島も、宮城県ほどではございませんけれども、それと同じようなことが言えると、そしてその企業が来ていただいた中でできるだけの方々が、多くの方々が、町内の方がそこで働いていただく、そういったところで雇用が生まれる、雇用の先はやはり定住を目的とした若い人たちにそういったところの雇用に入っていて、例えば品井沼駅前の地区計画なり、そういったところに、何のために地区計画を結んだのかということもそういったことがあって考えてきておりますので、そして1つの、あそこは第五小学校が1つ核になっておりますけれども、そういう小学校を中心とした1つの地域づくりというのをきちっと計画されていかないと町は何のために1つ1つ階段を上ってきたのかということにとらわれていくのだと思いますので、そういう企業を誘致することによって人口が流出することも防げるだろうし、そういった家庭を持つ世帯も増えてくるだろうし、総合的に考えて今そういうところに向かっているというところであります。

○議長(色川晴夫君) 菅野隆二議員。

○1番(菅野隆二君) 企業誘致によって生み出されるメリットというのは、もちろん私も同意でございます。ただ、町長がおっしゃったとおり、なかなか、やっと動き出したような状況

というところもありますので、なかなか年月がかかるというところも、私も理解しております。その中で、ほかに企業誘致以外にもこういったことをやっているというものがあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、企業誘致に関しては例えば町の財源で全て、年度、年度でどんどんやっていけるということではないので、先ほど課長からも企業版ふるさと納税というのがあったと思いますけれども、納税の企業版があったと思いますけれども、そういったところに多くの方々からふるさと納税をしていただくという1つのことも考えて、それらの、会社でいえば営業に今歩いているという状況であります。そういう条例もつくっていただきましたので、しっかりとそこにそういった財源が入ってきて、それが例えばそういう企業誘致等の建設費用等のほうに回っていくという、そういう仕組みをきちっと構築していきたいというふうに思います。

それから、もう1つはあとは何かというと、やっぱり観光だと思うんです。松島の観光もこのコロナ禍によってこの2年で今までに経験したことのないような状況になってきていると。観光に関する関係企業の皆様方は相当数疲弊してきておりますので、やっぱりここにてこを入れて、お客さんは来てくれているようになったんだけど、地元の例えばホテル関係者の方、そういう観光関係者の方々がなかなか体力がなくなっちゃって、そこにバランスが悪くなってきているという、そういう状況ではうまくいかないのではないかと、それこそ先ほどからいろいろなサービスの問題が出ていますけれども、そのサービスもゆとりがあつてのサービスとゆとりがない中でのサービスとでは、お客さんに対しては違うのではないかなというふうに思いますので、総合的に考えてそういった方々もコロナ以前のようにきちっと、できたら震災前と言いたいんですが、そこまではなかなか時間もかかるだろうし、インバウンド入れるまであと一、二年はかかるかもしれないし、そういったことも踏まえてしっかりと対応を取っていくというのは今、町が求められている姿勢ではないのかなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 自主財源の確保のためにいろいろと対策を講じていただいているというところをお聞きしました。現在その自主財源の確保に対して、例えばこれからだと下がってしまうのでこれくらい減少率を抑えるのか、それとも改善して少しでもプラスするのか、そういったようなところの数値目標というものは設定しているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 財政の歳入の数字目標ということではありますが、ちょっとこの辺はどこにするかというのは、大体松島町の財政というのは、一般会計でいうと55億円ぐらい、あとそこには町税と国からの地方交付税とかで成り立っています。その辺のところ、数字的にこの辺までの数字というのは、今の段階ではなかなか難しいところがあります。今後扶助費とかそっちのほうに出てくるお金もあります。それから税収もあります。そういう面で、税収をどういうふうにするかということが今後の1つの課題かなと。ただ、今の段階ではなかなか難しいところがあるので、先ほど言った企業誘致とかそういう面でその辺をちょっとレベルアップしていくことが必要ではないかというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） もちろん設定はなかなか厳しいとは思いますが、何かを改善していくためには何事も数値目標というものがあるべきだと私は思います。その辺も踏まえて今後ご検討いただければと思います。

それでは、続いての質問に移らせていただきます。

12月には令和4年度の予算編成に入っていると思いますが、現在の財政状況を鑑みて、どのような方針で編成をしているのか、また先ほどの質問とちょっとかぶってしまうところがあるんですが、令和4年度でどのような施策を講じようとしているのか伺います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先ほどからちょっと答弁が重なっている部分もあるかもしれませんが、令和4年度の当初予算編成につきましては、新型コロナウイルス感染症が各方面に大きな影響を及ぼし続けておりますので、町の財政運営に対して歳入面における増収がなかなか見込めないというお話を申し上げておりますことから、歳入規模と、想定される先ほど申し上げました55億円前後を目指すことを予算編成における基本方針としているところであります。なお、令和4年度は国や宮城県の動向を的確に捉えながら、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対応を実施してまいりたいと思いますとともに、平成28年度から本格的な議論を重ねてまいりました認定こども園の建設に係る施策を講じてまいる計画であります。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） それでは、続いての質問にちょっと続きますが、そういった財政状況で様々な施策を講じているというところで、方針もそういった形で進めているというところなんです、財政にゆとり、ゆとりと言うとなかなか漠然的ではございますが、私の中

では満足な住民サービスが提供されており住民満足度が高い状況と考えております。そういったものに満足度が100%というのはもちろんなかなか難しいとは思いますが、そういったところに一步でも進むような、ゆとりが出せるというところは今の状況からいつぐらいを見込んでいるのか、何年後かぐらいには、例えばコロナが落ち着いたらこれくらいにはちょっとゆとりが出るんじゃないかとかというところがあればお教え願います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 財政状況改善のために様々な施策を講じていく中で財政にゆとりを出せるのはいつ頃か、いつ頃を見込んでいるのかということだと思はれますけれども、ゆとりの考え方というのは個々の、例えば私、それから議員さん方によってどこにポイントを置くのか、また町民の方々はどういうふうに思っているのかというのは個人差があるかもしれませんが、相対的な、今財政等だけのことで答弁をしていきたいというふうに思います。

財政状況改善のための施策につきましては、徹底した歳出の抑制と可能な限り歳入の確保を講じる必要があります。一例を申し上げますと、歳出につきましては事業の必要性、緊急性、優先性の観点から類似事業や費用対効果の低い事業の廃止、統合及び縮小を含めた事業の選択と集中をはじめ業務の効率化、民間への委託等による職員定数等の適正化を図るとともに、経常的な事務事業経費の削減を引き続き行う必要があるというところであります。

一方で、歳入につきましては、各施設の使用料また手数料など、受益者負担の適正化及び公平性の観点から適正な料金設定及び減免範囲の見直しについて検討が必要と考えているところであります。なお、財政にゆとりを出せる時期と、その目標数値についてであります。社会経済状況の変化が著しい状況でありますことからお答えすることが非常に難しいところではありますけれども、経常収支比率を一例として、財政構造の弾力性、いわばゆとりの状況についてご回答申し上げたいというふうに思います。経常収支比率とは町税や普通交付税などの使い道を制限されない毎年収入される性質の経常的な収入に対して人件費、公債費及び扶助費など毎年支出される性質の経常的な支出の割合であり、この割合が低いほど財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に柔軟に対応できることが示される指標となるものであります。一般的に、70%から80%が適正水準と言われており、これを超えると財政構造は弾力性を失いつつあると考えられますが、当町におきましても令和2年度決算における経常収支比率は93.2%でありますことから、財政構造は硬直化し、ゆとりがほとんどない状態であるというふうに理解しているところであります。現在の状況を鑑みた場合、ゆとりが生じる時期を明確化することは非常に困難であることをご理解いただきたいというふうに思います。

なお、目標数値としましては、さきに述べましたとおり、適正水準が1つの目安のめどと考えられますが、経常的な支出が高い水準であることを鑑みた場合、経常的な支出以外での徹底した歳出の抑制とさきに述べましたとおり町税の増収が期待できる企業誘致と定住促進の各施策を推進、各施設の使用料または手数料など受益者負担の適正化及び公平性の観点から適正な料金設定及び減免範囲の見直しが重要であるというところであります。少し長くなりましたけれども、よろしく願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 先ほど③の質問にもちょっと戻ってしまうところも、かぶるところもあるんですが、私が申し上げたゆとりという、それぞれの考え方があるというところではあったんですが、私の場合ですと、満足な住民サービスが提供されている状況というところを考えております。その中で、今令和4年度の予算編成に入っているとは思いますが、各担当部署の皆さんが今必死に考えて満足な住民サービスを提供するために予算を提出していると思います。ただ、その先ほど言った55億円という金額がありますので、それに合わせて削らなくてはならないというところもちろん出てくるのは承知でございます。その削らなければいけなかった部分というのは、大体どれくらいの金額になるかお分かりであればちょっとお伺いしたいです。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今の削らなくちゃいけないところということでありますけれども、今11月から大体次年度の予算編成というのが大体各課から入力、システムですから入力するのは大体11月中いっぱいに入力することというふうに1つのあれがあります。それで、大体今12月ですので、それを踏まえて財政のほうで歳入と歳出のバランス、どれだけ歳入が足りないかというところがあります。今12月ですので、今まだこの議会が終わりましたから今大体幾らぐらい足りないということがあります。今その作業を、さっきまで出たところを廃止、あるいは規模を統合したりという作業が今税の、財政のほうでやっています。この議会終了後に町長とか私とか三役のほうに途中の経過説明があります。ということで、今どのぐらいなんだと、何々なんだというご質問がありますが、今作業的にその作業を事務レベルで行っていて、今後順調であれば12月中に1回目の、町長のほうにその辺の説明が出てくるという形になります。それを順次やっていきまして、やっぱり2月、年明けの2月ぐらいまでその辺の作業の繰り返しということで新しい年度の予算編成に入っていくということになります。その辺ちょっとご理解いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） それでは、2月になればそういったものは私も含め町民の方が大体把握できるというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 大体それが固まって、新年度予算ということで予算書が固まりまして、その予算書について議員の皆さんに3月に予算編成、議会でその辺のところを提案させていただいて、議員の皆さんのほうでいろいろ審議していただく、予算審査をしていただくという形になります。その中で今言われたいろいろな削減するもの、新たに出てくるもの等々のことがこちらから説明できるのではないかと、予算審査、新年度の予算審査の中でその辺をいろいろやり取りしていただければというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 予定では12時ぴったりに終わる予定だったんですが、これで質問のほうも終わりましたので、私も含め議会全体でそういった状況、苦しい状況分かっていますので、その辺で知恵を出したり汗をかいてということを一所懸命やってまいりますので、ぜひこの町を自慢できる松島町にしたいなと思っております。そうなるよう力を貸していただければと思います。

それでは、私の一般質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） 1番菅野隆二議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

ただいまより休憩入ります。1時再開といたします。

午後0時01分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続き一般質問を継続します。

質問者は登壇の上質問願います。6番後藤良郎議員。

〔6番 後藤良郎君 登壇〕

○6番（後藤良郎君） 午後からよろしく願いいたします。

初めに、一般質問の要旨のところの私の件名に「について」が抜けているようなので書き入

れしていただければ助かります。

それでは、6番後藤でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、この通告書に従い一般質問をさせていただきたいと、そう思います。

「おくやみ」コーナーについて伺うものでございます。

親類等が亡くなりますと、その遺族はなかなか気持ちの整理がつかない、なかなかそのような状況の中で、葬儀や、あるいは行政手続等を行わなければなりません。その手続はそれぞれの状況により異なるうえ、さらに複雑でもあり、その遺族の大きな負担にもなっているものでございます。このような手続を一括して手助けをする窓口の開設の場を今は全国的に広まっている状況がございます。なお、本町においても、こうした方への住民サービスを取り入れるべきとの声をよくお聞きするものでございます。

そこで、以下について松島町における今現在のそのような手続の現状等を伺うものでございます。

初めに、私の調べたところでは、本町の死亡者数はこの統計を見ると平成29年が219人、30年が210人、そして令和元年が223人であると認識をするものでありますが、令和2年度分についてもし分かればお聞きいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 令和2年度で226人となっております。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） ありがとうございます。おおむね200を超えたぐらいでずっと推移をしているのかなと思います。改めて先ほども申し上げましたが、そのような身内が亡くなった場合に、気持ちの整理がつかないまま、そういう葬儀とかいろいろ手続を行うわけでありませうけれども、本町にとっての、本町により今そのような部分でどのような手続をしているのか、改めて現状を伺うものであります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 死亡に伴う手続につきましては、ご遺族は大切な家族を失った悲しみの中でも死亡や相続に関する手続をしなければならず大きな不安や負担が生ずるものとなっております。また、全国的にお悔みコーナーを設置している自治体が増えていることは承知しており、当町といたしましても、少しでも役場での手続が円滑に行えるよう各種手続についてご案内しているところではあります。本町の手続に関しましては町民福祉課長より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 死亡届が出されますと、町から埋火葬許可書を発行いたします。

その際死亡届を出された方へとして、死亡されたときに必要な手続が一覧で確認できるお知らせをお渡ししております。主に、役場で手続が必要なものは、世帯主がお亡くなりになったときは世帯主変更届出、国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者であれば保険証の返却や葬祭費の請求、国民年金につきましては未支給年金、遺族基礎年金死亡一時金等の請求手続が必要になり手続を行っているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 私も我が町のホームページのお悔やみというんですか、アプリを開いて一応手元にコピーがありますが、死亡届を出された方へというお知らせ、私も両親を亡くして手続を取った経験がありますが、なかなか大変だなとそのときも思っていました。そういう意味で選挙活動はもちろん、その以前から手続、今課長がおっしゃったとおり、それ今一部ですよ。ただ、この死亡届のお知らせの一覧を見ると、なかなかこれは改めて大変だなと自分自身の経験も含めそのように思います。例えば今は断片的におっしゃられましたが、65歳とか75歳関係になるとどうしても介護とかその辺の手続が必要であります、そうすると本町ではできないのかなという部分があったり、どんぐりさんに行ったりとか、その辺の絡みもあるのでできれば今は亡くなって若い人が手続取ってくればいいんですが、結構お年寄りの方も手続を取られるというケースがあるようでございます。そうすると、なかなか私の経験上同じものを2回、3回書いたなという記憶があるので、そういう不便さを解消する意味でも、保健福祉センターが離れている部分も含めて、やはりこれは今冒頭町長がおっしゃられたとおりそういう情報を捕まえているのであればもう1歩突っ込んだ今の体制ではなくて、やっぱり必要性はかなりあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） このあと福祉課長のほうから簡素化については答弁させますけれども、そのもう少し突っ込んだ内容で、今は取り組んでいるようになっているかと思えます。以前やっぱり亡くなった方々がやっぱり整理をするというか、その方々の書類上いろいろ整理をするということは大変なことであって、なかなか経験したことのないことをやるわけでありますので、あっち行ったり、こっち行ったりと大変だということで、こういうお知らせという両面にわたっての冊子を、ペーパーを作ってくださいまして、これを葬儀屋さんなり、も

しくは家族方へのご案内に利用させていただいているのが現状であります。なお、今の取組等につきましては課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 死亡に当たりまして、こちらの死亡届を出された方々へのお知らせにあるとおり、ここに書いてあること全てがその方に当てはまる場合もあれば、ないときも、本当に簡単な場合もあります。そういった場合、庁舎内で対応が1か所で可能であれば税関係、また農地をお持ちの方であれば農地の担当のものが町民福祉課のほうの窓口に来ていただいて、なるべく1か所で手続を行えるようには今取り計らいさせていただいています。介護保険等の喪失の手続等につきましても、改めて保健福祉センターに行かないように受付のほうで喪失届などの用紙で記載していただくなどの取組を今させていただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 口ではそうおっしゃられてそういうふうにするようにしてはいるんでありますが、なかなかやっぱり大変だなと思います。葬儀屋さんも絡めていろいろ書類関係も含めてお出ししながらスムーズに行くようにはしているんでしょうけれども、例えば、皆様ご存じだと思いますけれども、費用をかけずに、これは大分ですか、別府市のコーナーではお客様シートに死亡者の氏名、あるいは生年月日を書き込み、職員さんがデータを入力すると、その必要な手続が導き出され、さらには関係書類が一括して作成されるという、そういうシステムを採っているようであります。遺族はどの課でどんな手続をするのかを改めて記したこの一覧表を元にその説明を受けながら、さらには窓口へ行って、そして死亡者の情報を伝えられる、そのような窓口の方では事前に準備されているところでは逆に窓口ではお待ちしていましたという、そのような思いで迎えていただくという、そういう心のこもった事務的な取組もしているようであります。そういう面で、よく町長が普段、自分の信念としておっしゃられている心優しい町民に対しての、そういう思いからすると、こういう方法も取っているところが実際にあるわけでありますから、そういうことも視野に入れながら考える余地はないんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今大分の話ですか、（「大分です。別府」の声あり）例を挙げられましたけれども、私そちらのことはちょっと把握しておりませんが、いずれワンストップ

で全てがこう行えるように、やっぱり亡くなった方々によって、内容がどうのこうのというのはいろいろ書類上あるかもしれませんが、感情的にそうやった方がいいものの心を病んでいる気持ちというのは同じなんだと思います。ですから、その中でしっかり、やっぱりその方々によって対応できる方もいるかもしれないし、そういった方々、そういった手続が苦手な方もいるだろうし、人それぞれかと思えます。できるだけその辺は各担当、町民福祉のほうで酌み取って、今対応していただきますようにということでこの間もお話合いをしておりますので、改善についてはいいほうに改善する内容であればどんどんどんどんしていきたいし、大分は大分なりのやり方をやっているようでありますから、そちらはそちらで、ちょっとあとで勉強させていただいて、我が町のやり方については改善を視野に入れながら取り組んでいきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 参考までに、調べた中で奈良市では今言ったお悔みコーナーを設置して、端末を使って、タッチパネルを設置しながら、費用はかかるんでしょうけれども、質問項目に答えながら、そして住所や氏名等を記入するとその方の申請書とか必要なものが出てくる、このようなソフトまで今出ているようであります。その辺も今後の課題の中で入れていただきながら、財政も絡みますのでご検討のほうをお願いしたいと、このように思います。

3番目に入ります。

ご家族を亡くされたご遺族に対しては哀悼の文面や、これからやらなければならない手続の内容、あるいはチェックリストなどを含めたご遺族自身の身に寄り添った分かりやすいガイドブックを作成し、配付するような考えはないのかお聞きをします。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 先ほど議員にもお話しいただいたとおり、現在配付しております死亡届を出された方へのお知らせを必要に応じて見直しを、これまでも2年前に一度しまして、今後も見直しをしながら引き続き活用していきたいと思っておりますし、併せて、ホームページに載っておりますが、SNSには今まで載せてこなかったと、時期的に、定期的にSNSにはアップして目につくように、ちょっと啓発を進めていきたいと思えます。おくやみガイドブックなるもの、あとはこちらのほうのおくやみガイドブックですね、多賀城市等で作っているのも一度見てお話を聞きました。市役所、町役場で行えること以外の内容まで踏まえて、非常に、いただいた方については頼りになるのかなと思えますが、これを簡単に、反対に言えば町の役場の中で全て行えるのかなと勘違いされて苦情を受け付けている

ということもあります。それを踏まえますと、もう少し簡単なものを今のお知らせに踏まえて、今後も改訂を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） そうですね、ホームページには載っていますだけでは、その人の、いろいろな人がいますから、なかなかパソコンとか使えない人もいるので、やっぱり今一步進んだ、今課長のお話承りましたが、そういう方向性をぜひ早めに、そんなに厚くない冊子なので、やっぱり必要性はかなりあると思うので、ぜひお願いをしたいなと、そう思います。

ワンストップサービスの話になりますけれども、実際にこれは石川県の小松とか静岡ですか、あと神戸とか、仙台でも何か今前向きに進んでいるようでもあります。今のこのようなコロナ禍の中で、本当に今日も控室で皆さんお話ありましたけれども、家族葬なんか本当に簡潔に今やられているような、そういう状況もあるので、ぜひそういう死亡に係る手続に関してはどうしてもやらなくちゃ駄目な手続なのでぜひそういう遺族の立場に立った手続は絶対必要であるので、体力的にも亡くなった場合、お年寄りなんかは手続取るのに精神的にも大きな負担になるのでそういう方向性でぜひ捉えて早めに進んでいただけたらと思うんですけれども、再度お聞きします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） お悔みの亡くなられたときに死亡届を出された方へのお知らせという、こういうものがありますけれども、当然議員さんも見ていただいたということでございますので、こういったものもできれば議員さんのほうから、こういったところはこういうふうにしたほうがもっといいのではないかとというアドバイス等があれば、逆に改善していただければありがたいなと。これは、我々定期的に見直しは担当課でしていますので、ただそれをあと家族の方々が亡くなったときにこれが手元に行ったか行かないかというのは確認を実は町ではしていないんです。よく葬儀屋さんが代行で取っちゃう。例えば死亡届、火葬、埋葬のやつで松島町に来て、そして来たときにこれ葬儀屋さんに渡すんですけれども、ご家族に渡してくださいと、これがスムーズに渡ったか、それから家族が亡くなった場合そのご家族はやっぱり今それどころじゃないので、当面のお葬式とか何かそういったところの対応とか、そういった面でどうしてもこういったところの書類関係については後回しになってしまって、あれ、あの書類どこに行ったっけというお話は出てくるかと思えます。そういったことも踏まえて、今後そういうふうにならざるにできるだけ家族の方々にこれは本当に行き渡るようにやってい

きたいというような考え方で葬儀屋さんとは実は今後担当課を通して、町内の葬儀屋さんをお願いをして歩くかということもこの質疑を受けて今思っているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） そうですね、やっぱり町長おっしゃるとおり、いつ亡くなるか分からないし、我が身にも関わるので、そういう意味でも先ほど課長から答弁いただいたとおり、やっぱりみんなガイドブックを各、事前に、1世帯でも配付していただきながら、いつ亡くなるか分かりませんが、そのときでもそういうものがあれば準備できると言ったら語弊があるけれども、亡くなったときはいろいろ心痛もあるので大変ではあるかとは思いますが、意識づけにはなるのかなと、そう思いますので、ぜひ前向きにそのような手続のほうをお願いしたいと申し上げて終わります。

○議長（色川晴夫君） 6番後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

次に、一般質問を継続いたします。

質問者は登壇の上質問願ひます。13番高橋利典議員。

〔13番 高橋利典君 登壇〕

○13番（高橋利典君） 13番高橋利典です。

通告しておりました件について質問させていただきます。なおさら最後にはよりよいご返答があればいいのかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

質問は大きく2問というような形になりますけれども、中にはやっぱり県の対応なんかもお聞きしたいもので、その辺もかみ合わせて質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、米価下落に対しては、消費者は安く米が買える反面、やはり収入源となる農家にとっては大変な厳しい状況であります。この下落の幅が予想以上のものであったということは我々にとっても本当に予想しておりませんで、まさか1万円を切るというようなことは思っておりませんでした。人生には上り坂もあれば下り坂もあると、まさかの坂も上がるからと言われておりますけれども、そのまさかの坂でございます。このようなことから、いろいろ質問させていただきながら、町の対応をお聞きしていきたいと思ひます。

生産者から米の販売委託を受けている農協が出荷時に農家に仮払いする金額の目安となる概算金は、主力品種ひとめぼれが1等60キロ当たり3,100円の減、9,500円の買上げです。ササニシキは3,100円減の9,600円の概算金の買上げでございます。なおさらブランド米のだて正

夢は同等に4,300円減の1万円となっております。民間業者が抱える県産のうるち米の在庫量ですけれども、6月現在で約13万5,000トンを超え、昨年同月によりますと2万3,000トン、21%増加した状況にあります。需要減少が進む米離れ、またこれにコロナ禍による外食産業の不振で在庫が積み上がった影響が大きいと言われております。町では県内でもいち早くこの主食用作付農家応援事業補助金の交付を9月30日まで受け付けまして、上限を設けながら10アール当たり2,000円の支援を行っているところであります。

そこで、第1問です。

10アール当たり2,000円というような支援金のほうを給付するに当たって、その根拠的なものをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁願います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島町で2,000円、6月の定例議会において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により外食産業の落ち込みや主食用米の消費低迷の影響を受けた農家を応援する令和3年産主食用米作付農家応援事業や、同様にカキ養殖生産者を支援するカキ養殖資材購入支援事業など、1次産業への独自支援を提案し、事業を実施してまいりました。これまでの詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今回の10アール当たり2,000円の支援の根拠としては、種もみ代を参考に積算しております。それで、当初県内でもこういった米農家に対する直接支援というのがございませんでしたので、農業新聞のバックナンバーとか、あとインターネットで情報をくまなく収集いたしまして、たどり着いたのがお隣の岩手県の平泉と奥州市のほうでこういった種もみ代の、そこを参考に、補助金の単価を決めたという情報をキャッチいたしましたので、であればこういった生産費の一部を補助すべきではないかということで、提案を申し上げました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員。

○13番（高橋利典君） 確かに、もう何かいち早く県内では松島がそういった補助の試算をしながら補助をしていただけたというのは非常にありがたい、本当に種もみ代の正直言うと半分くらいの単価にはなりまして、我々もすごく助かった状況であります。その対象ということになりますと、認定農業者もそうなんでしょうけれども、その件の対象の範囲というのはどこまでやったのかをお知らせをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 対象の範囲としては、10アール以上の米農家さんを対象といたしました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 高橋利典議員。

○13番（高橋利典君） やっぱり、10アール以上ということになれば、一応米の生産農家さんのほうでもいろいろ頼んで種苗のほうもやってもらっているというようなこともあったり、そういうようなこともあるので、そういった支払いの方向にもなかなかそういった方面では助かったのかなと思っております。そういうようなことを踏まえながら、今度はやっぱりいざ精算段階になって、すっかり精算が決まったときに、やっぱりこの下落のことがかなり響いてきました。そこで、やはり町のほうでもいろいろ県のほうにも要請をしていると思うんですけれども、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども、10月31日付で町長が今県の町村会の会長ということで、あとは市長会の会長が大崎市の伊藤市長ということで、お二人の名前で村井知事のほうに要請文を送っているというようなことですので、その要請文の中身にしてみれば、ちょっとかいつまんでその要請の内容を申し上げれば、国のほうへの働きということで、今のコロナ禍の予期せぬ需要等により発生した過剰米在庫について政府備蓄米の運用改善等を含め市場隔離を実施すること、また2番目として、さらなる米の輸出拡大や学校給食における米飯給食を週4回以上実施するなど、長期的な米の消費拡大を図ること、またコロナ禍における生活困窮者や学生、子供食堂、フードバンクへの主食米の提供などによる支援拡充を積極的に講ずること、それから3番目として、国の制度である収入減少影響緩和交付金、ナラシ対策について概算での本年度中の支払いなど、早期支払いを実施すること、また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講ずること。4番目として、収入保険の加入を促進し、農業を本業とする担い手の経営安定化を図ることということで、県のほうに上げています。そして、また、国のほうですね、それから県のほうには営農継続に係る運転資金の融資制度について、実質無利子となるような利子補給による十分な金融支援策を講ずること、2番目としてコロナ対策として各市町村の農業者を対象に実施する次期作に向けた支援制度に対し十分な財政支援を早急に行うこと、それから、3番目として県内の米の需要が促進されるよう、主食用米の消費拡大策を実施することの旨要請文を上げておりますが、その要請文に対する今の現状の支援はどうなっているかをお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 宮城県のほうに、確かに今議員さんがお話申し上げているとおり、市長会、町村会合同で10月に村井知事のほうにお伺いをして要望書を提出しております。また、同じく県の県会議員さんの議長様のほうにも要望書を出しているということでもあります。宮城県のほうに行ったのは、これだけ米価が下落して、農家も大変だということで、いろいろな施策について各項目を挙げて要望してきたと。今お話しされたのが大体筋かなというふうに思っております。11月の、ちょっと今、日にちまではっきり覚えていませんけれども、中旬ぐらいだったでしょうか、宮城県のほうからこの間の要望について宮城県の対応としてはこれから11月定例議会が始まりますので、こういった内容の方向でお示しを示していきたいと、それは今米が今年は余っているんだと、このまま作付すれば来年もまたさらに米が余ってくるだろうと、そういうことでやっぱり米価下落に対して主食用米が大分余ってくるので、それらに代わる大豆だったり麦だったり転換を図る農家にいろいろな資材、資機材、設備導入費を補助したいと、そちらの方向で行きたいという内容でありましたし、また、県産米の消費拡大も外国も含めていろいろ図っていきたいという内容でありました。それらについては、この間県の議会が先週終わったようでありますけれども、全てで11月補正予算に7億4,000万円組み込んでおられましたし、その中には県産米の消費拡大などにも2億7,000万円ぐらいですか、7億4,000万円のほかに2億7,000万円ほど消費拡大に向けた取組の予算補正を組んだということで議会を通っているようでございます。これらの詳細について、もっと細かく今度我々のほうにも議会のほうの内容が示されるものというふうに思っております。それから、米農家は作付転換期で需要改善を図らなければならないということで、米の生産者の方々の先ほど言われた借入金の利子の負担、こういったこともやっていきたいということでありました。それから、国のほうはやっぱり米余りなので、米余り対策についてどうするのかということで、11月に全国の町村会のほうで大会を持って、関係機関、それから我々ですと宮城県の各国会議員の先生方等々に農家に対する、米価下落に対する支援について国のほうの補助をまたお願いしたいと、これはコロナ禍による臨時交付金の補正の追加だったり、そういったものについてお願いをしてきたというところでもあります。また、その国のほうの回答については、我々のほうにまだ来ておりませんが、いずれ国会もこの間終わったようでございますので、精査されて年内なのか年明けなのか、には来るのではないかとということで、今注視しているんですけれども、まだはっきり分からないというところが現状であります。

○議長（色川晴夫君） 高橋利典議員。

○13番（高橋利典君） やっぱり、この米価の下落は、本当に先ほど言ったようなコロナ禍もありますし、在庫を抱えているというようなこともありまして、そうすると、どうしても次の作付にはその転作、減反面積が増えてくるわけですよ。大体今言われている減反面積の割合は、今大体松島では36%、8%ぐらいですけども、それに10%以上の割合が出てくるとなると、そうしますと大体50%近いような状況での作付状況になっていくという見込みを今しているところです。そうすると、大体早ければ半分が作付できない、主食米ができないというような状況になっていきますから、米下落もそうなんですけれども、作付ができなくなればそれだけ収入が減ってしまう。なおさら、今度はそういうような転作での補填をしていけるような状況にあるかという、なかなかそういった補填、転作での収入といいますと、そこまでの収入が確保できない状況になっていますし、今町長がおっしゃいました、そういった支援、作付の転換に対してのそういった助成をしていくというような方向もあるということでございますので、そういったものはこれから吟味していただいて、どういうものができるのか、なおさら今飼料米なんかも結構作付も増えてきまして、なかなかやっているところですけども、それもやっぱりいろいろ条件があつてなかなか厳しい状況もあります。そういったことも踏まえれば、やっぱり現状は現状で打破していかなければならないというようなことだろうと思います。まずもってそういうことから今年度の生産米に対してのやっぱり支援策が必要だということになろうかと思っておりますけれども。

次の質問に入っていきます。

こういったコロナ禍での低迷もありまして、減収になった農家の支援ということで農業振興地域の農地が少ない塩竈、それから女川を除くほぼ全ての市町村が主食用米を作付ける農家への支援金を決めたようでございます。それで、最初に10アール当たり1万円と打ち出したのは富谷市でございました。10月22日に市議会で表明、それから各農家に10アール当たり2万7,000円の減収になり、その種苗代として3,000円を合わせた額の3分の1を補助するというようにしたようであります。その5日後に加美町が今度は1,000円を示しております。富谷の10分の1だが、大規模農家でもあるし、収入保険やナラシ対策など減収のかなりの部分をカバーする既存のセーフティーネット策があるということで、富谷市は兼業農家が多い事情もあるだろうというような説明でありました。議会でもっと出せないのかという声がありまして、加美町では2,000円に増額したようであります。幾らが妥当かということは財源等捻出するのに農家にもアピールなるか、いろいろ町長の悩むところではあるとは思いますが

ども、米どころ大崎市では、10月27日に4,000円を出すと発表しております。10アール当たりの種苗代と肥料代1万2,000円の3分の1を補助するというのが根拠であります。富谷が高すぎるとは思っております。というようなことも、いろいろな自治体の事情もあると思うんですけれども、県南の自治体では、大体県南県北合わせると、登米や石巻では4,000円が主流となっているようであります。また、七ヶ宿町は対象農家が49軒ということで8,000円の給付、それから七ヶ浜町は農家軒数が15軒ということで1万円というような、農家が少ない町ほど給付が手厚いなというところでもあります。逆に水田面積の大きい市町ではかなりの財政負担になるとは思うんですけれども、この近隣で見れば大和町で、また大衡村、それから大郷町ではこの黒川郡で大体一律5,000円というような決定をしているようなところでもあります。その多くの根拠となるものが、各自治体では国の地方創生交付金、臨時交付金ですね、がコロナ感染拡大の影響を受ける地域経済を支援するという県内市町村の昨年まで大体410億円配られているところをごさいます、その使用の道は原則として自由、自治体も知恵を絞りながら様々な事業に給付を充てているということをごさいます、松島町としてみれば、どのぐらいの範囲でその支給を考えているのかお聞かせ願います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今議員が事細かくお話申し上げたとおりをごさいます、農家の支援の自治体競争についていい悪いは別として、使い方でおかしく取られると困るんだけど、各自治体間の競争をあおっているのは報道だったのかなというふうに思っております。10月の、実は要望のときに、富谷の市長から、町長、うちは1万円ぐらい出そうかなと言うから、また始まったのかなと、正直なところあまりそういう言葉出しちゃ駄目なんですけれども。何でかというと、向こうの市長いわく、うちは反別が少ないしと。これ、反別の多い少ないで県内の農家を一体測っていいものなのかと、実は疑問があったというのが1つです。ですから、最終的に七ヶ浜も1万円にしたようでありますけれども、本当に農家さんも少ないし、耕作面積も少ないので合算1万円やったにしてもトータル的には対したことがないというふうに、その自治体では判断したんだろうと。かといって、涌谷町さんのように、うちは今財政が大変厳しいんだと、よそが幾ら出そうともうちは一切出せないということで、出していない自治体もありますし、田んぼがないということで女川も出していない。それとはまた、女川と涌谷の場合は全然違いますけれども、そういうところを出していませんでした。これは日にちがたってくるにつれて、我々の要望活動とか各市町会、町村会の首長たちが結構集まる機会が多くなってきましたので、この米価についてもいろいろなお話が各地で行われる

ようになって、一体どのぐらいの金額というのが相場なんだろうかというお話しも実はあった、ありましたし、またこれを詰めて考えたことじゃなくて、フラットな考えでどうなんだろうかということで各県南は県南、大崎区域は大崎区域等でいろいろお話しがあったと。最終的にJAの関係だったり土地整理組合の関係だったりして、例えば美里、色麻、加美は2,000円で統一したとか、それから県南のほうは4,000円で統一したとか、それから大崎の市長も1万円と言われて実は頭が痛かったけれども、どのぐらいがいいんだろうかと、1万2,000円の3分の1で4,000円ぐらいで妥当なのかなということで、大崎の市長が4,000円ということで出したと。大体市長会でじゃあそれが妥当であれば我々もそれに倣うかということで4,000円が一番多くて、100円、200円というところもあったかもしれませんが、4,000円台の自治体に関しては18市と町があったと。それから宮城郡に関しては今利府も、それから今議員が言われた七ヶ浜もそうだけれども、多賀城についても結構金額については5,000円だ6,000円だというふうになっております。

松島町はどのようなスタンスを取るのかなということで、実は12月の補正に上げるか否かで担当ともお話しをしましたけれども、今回幾らの金額が果たしてベターなのか、よく内容が競争感だけあおられていて、そういう問合せだけ来ている中では正当な考えでの手当はできないだろうということで、あえて見合わせしていただいたと。これが今後国の補正なんか内容をよく見させていただいて、それでこの県内の平均ぐらいに松島もやったらいいのか、そういった議論を今後やっていきたいというふうに思います。それから、前段、今朝報道でちょっとあまりやっぱり話するとああいうふうに書かれちゃうのかなと思ったんですけども、それは内容は別として、そういったところの燃費に、燃料費についても今後考えていかなくちゃならないし、様々な面で米価というものを基準にちょっと考えていきたいというふうには思います。

○議長（色川晴夫君） 高橋利典議員。

○13番（高橋利典君） 今、一応そういった意味では全く考えてはいないというわけではなく、これからの少し検討をしながら示していきたいということなのかなと思っております。正直申し上げまして、我々も選挙がございました。その中で、この補正には何か全然今回の対応が上がっていないんだというお話をしますと、農家の方々も落胆しておりまして、なおさら町のほうには仙台農協からとかの要請文なんかもちっと上がってきたようでありますし、そのことを踏まえていけば決して農家は小さな声だからあまり大きな声が上がっていないようなので、その辺は対応がちょっと遅いんじゃないかというようなお話も承ったんですけれ

ども、その件の要請文が、あとは共済組合ですか、共済組合のほうからもそういった要請文みたいなのが上がってきておったと思うんですけども、その辺はどうなっていましたか、理解していますでしょうか、その辺のこと、お聞きします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 米価下落に伴っての反当たりの給付が幾らぐらいにしてほしいということに関して正直私の耳には入っていない。それで、実は組合長さんが来られましたけれども、逆に組合長さんのほうに私のほうからJAとして逆にこういったことに関して自治体と歩調を合わせて支援する考えはあるのかということ逆を聞きましてけれども、はっきり組合長のほうからはないと言われましたし、ですからこういう点に関してはちょっと分からない。ただ、JAの組合長さんからの要望については、利子の負担とかそういったものについて今後ともお願いしていきたいというお話があったので、それらについては町も県に上げてやる関係上分かりましたということでお話は申し上げております。それから、10月の産業まつりのときです、松島町内で多くの面積を耕作している農家の方に実際どうなんだと、どのぐらいおたくで減収になったんだというお話も、実は立ち話でありましたけれども聞かせていただきました。400万円から450万円ぐらい落ちているということでありました。ただ、その中で収入保険というのがあると、その収入保険があるのでまだ助かったという話を聞いております。ですから、8割ぐらい、80%近いんだか70%以上なのかちょっとそのパーセンテージまでは聞きませんでしたけれども、その方いわくそれで我々は助かったけれども、全体的にはやっぱり大変だと。一番こういう保険とか掛けていない方々はナラシ対策だけでも大変だろうというお話も聞いております。そういったお話なんかも参考にして、今後いろいろなことに検討していきたいというふうには思っています。

○議長（色川晴夫君） 高橋利典議員。

○13番（高橋利典君） 今町長さんがおっしゃったように、まず収入保険とかナラシ対策はございます。ですけども、収入保険に加入するのは法人で申告上青色申告とかやっていないと、収入保険の対象になりませんし、認定農業者でも結局青色申告をしていないと対象にならないんです。保険が掛けられないんです。だから、そういった農家が町内にはほとんど数える、10本の農家もないです。正直な話。そういうようなことを踏まえれば、やっぱり直接的な支援が必要かなと。それから、またナラシ対策でも私たちが拠出金、2段階ありまして、10万円の拠出金、それから20万円の拠出金、その中の対応でそれだけの、3年間の平均の額の差を勘案したような対策を取って、そこから拠出金の拠出額によってそれがナラシで補填され

てくるような仕組みにはなっていますけれども、それすらも掛けられない農家の方々が結構いるんです。だから、やっぱりそういう1つの対策をしている農家は部分的な農家でありまして、松島も兼業農家さんが多いですから、そういったものを踏まえれば全体のことを考えていただいて、そういうものに充てるような方策をしていただきたいというのが私の思いであります。

その中で、先ほど国の新たなコロナ対策の交付金も、臨時交付金も来るようなお話をしています。そういうようなことも勘案しながら、一応今日ここでは幾らというようなことは出ないのかな、出るのかなと思って、出るようには期待をしておりますんですけども、その辺は町長としてはどうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今回12月に補正上げるときにも、私と太田課長の考えも違いますし、私と太田課長の額も違っていましたし、しかしまずその辺の考え方も庁舎内では正直言って整理しなくちゃならないんですけども、ただ、今ここで幾らと言っても、どこどこは幾らだろうと、これがどこだろうという話だけで終わってはいけないと思うんです。やっぱり同じやるのであれば、これは6月に我々一番最初に一次産業ということで皆さんの議会のほうからご承認賜って、手続全て終わったのが9月でしたから、ですから、皆さんはお金もらったあと何か月たってからよその町でこんなことばかり聞いていると、何だ俺たちもらったのもう忘れてる方ももう中にはいらっしゃるかもしれない。それから、極端なことを言うと、反別が少ない方はそんなに深刻なことになっているのかなと言われると、果たしてどうなんだろうかと。兼業農家と今議員がお話されていましたが、農家に依存されていない方々が結構いらっしゃるので、農業収入にですね、だからそういった方々が結構いらっしゃって、例えば私みたいに全てもうお任せしちゃっているという方が結構いらっしゃると思いますので、一概には言えない内容なのかなというふうには思います。ただ、いずれにしても反当たり幾らかの何かしらの額についてはしっかり検討していきたい、このようには思います。

○議長（色川晴夫君） 高橋利典議員。

○13番（高橋利典君） 昔から、検討することはしないことだなんて言われていますけれども、今回に限ってはそういうことはないだろうと。今実際に検討して額を決めていきながら、次の段階での補正で上がってくるんでしょうけれども、それに対応したいということに私は理解してまして、町長もそうお答えしたのかなと思っております。ぜひそういうことを勘案しながら、先ほど原油の原油高もありまして、そういうようなところも全部含めて杉原議員

の漁業者のそういった燃料代もあります、そういうようなことも勘案してきちっと算定していただいて、ぜひよりよい金額を示していただければいいなと思っております。ぜひこのことを含めて、もし何だったら、我々も参加させていただきながらそれを、意見として、また述べられるようなそういう査定もよろしいのではないかというふうに思っていますので、なおさら課長と何か町長さんのそのコミュニケーションもよくしていただいて、いい額で行きますようお願いをしまして、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 13番高橋利典議員の一般質問が終わりました。

一般質問継続しますけれども、もうお一方、今野議員お一方今日の予定になっております。

ここで一旦休憩に入りたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 休憩、5分まで、2時5分まで休憩といたします。

午後1時53分 休 憩

午後2時05分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩に引き続きまして一般質問を続けます。

質問者は登壇の上質問願います。10番今野 章議員。

〔10番 今野 章君 登壇〕

○10番（今野 章君） 10番今野 章でございます。改めてこれから4年間ひとつよろしく願いしたいと思います。

今日は一般質問ということで、補聴器の購入に助成をということと、ブルーインパルスの上空飛行についてということの2問について質問をさせていただくことにしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、初めに補聴器の購入に助成をということで質問させていただきます。この問題、補聴器といいますか、耳の聞こえの問題につきましては18年の9月の一般質問で集団補聴システムの整備についてということで関わって質問をさせていただいておりました。そのときにもお話し申し上げたわけですが、とにかく高齢になると耳の聞こえが本当に衰えてくると、そして、そのことによってコミュニケーション不足に陥ってしまって、やがては外出をためらってしまうと、あるいは老人性難聴で高齢者が元気に暮らしていくという上での難聴は障壁になっているというふうにも言われているわけがあります。難聴者の人口につきましては、一般社団法人の日本補聴器工業会というところがありまして、そのところの推

計によりますと全国で1,430万人ぐらいおるのではなかろうかと、これは自主申告による難聴の調査ということのようでありますけれども、そのぐらいの数が要るのではないかというふうに言われているようであります。この比率で本町の難聴者数を推計しますと、約1,500人余りになるのではないかと見られているわけで、本町は高齢化率、大体今年あたりは40%になっているのかなと思いますけれども、非常に高いということですから、その効率からいきますと、もう少し難聴者の数が多いのではないかということも考えられるのかなと思っております。

難聴のために音の刺激、これが減っていく、あるいは脳や脳神経に対する刺激、伝えられる内容、こういうものが減っていくということで、コミュニケーションなど社会的活動が減少していく、そのことによって認知症の発症要因になるということなんかも指摘をされているところでありまして、国のほうの新オレンジプランでも発症予防の推進という項目の中で危険因子として難聴が位置づけられております。WHOでは41デシベルの中程度の難聴から補聴器の装着を推奨しておりまして、早期に装着したほうが音の認識を保てると、こういうふうに言っております。しかし、日本における補聴器の人口当たりの使用率というのは、先ほど出ました日本補聴器工業会の資料では大体14%ぐらいだということで、欧米に比べるとかなり低くなっているということでありました。その理由としては、欧米では難聴を医療という側面から捉えて、公的給付の対象にしているということがあるようであります。一方で日本はどうかといいますと、難聴というのは障害の分野で、重度にならないとなかなか公的給付が受けられないということであります。また、この補聴器の価格が高すぎると、こういう問題もあるようでありまして、装着されている方が相対的に少ないという状況にあるかと思えます。そういう意味では、この難聴というものの概念をやっぱり改める必要があるのかなということなども思いますけれども、以下次の点についてお伺いをしていきたいというふうに思います。

1 点目、最初にお話ししたように、2018年9月に集団補聴システムのヒアリンググループの整備についてということで質問をした際に、難聴の実態について本町ではどうなっておりますかということで質問をさせていただいておりますが、その後、難聴に関する実態把握などの努力はされたのかどうか、そのことについて最初にお伺いしておきたいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 答弁求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 高齢者の聴力の衰えが社会生活の様々な場面において障壁となっていく可能性があり、社会参加や介護予防の観点からも気兼ねなく外出できる環境づくりは重要で

あるということは認識しております。なお、詳細につきましては、健康長寿課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 集団補聴システムの導入状況につきましては、県内の導入の箇所数が年々増加傾向にあることなどについて把握しております。また、最近導入いたしました近隣自治体における利用状況などについて担当部署にお聞きするなど把握に努めたところでございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。確かに質問の趣旨がちょっと違ったかなと思っておりました。ヒアリンググループのシステムの導入が増えているという実態があるということは理解をいたしました。それで、本町におけるいわゆる難聴者の把握、そちらのほうについてどのような把握になっているかということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 大変失礼いたしました。今回は、難聴については、3年前は障害福祉の観点からご質問を受けお答えしたところですが、今年は加齢性の難聴ということが文章、質問の中からメインかなというふうにかえまして、老人福祉の観点からお答えさせていただきます。聴覚障害の情報については町民福祉課さんからデータをいただいております。手帳が欲しいなんです、聴覚障害のために手帳をお持ちの方23名、そのうち65歳を超える方が18名、補聴器の支給実績がある方は14名、そのうち65歳以上の高齢者が10名ということでデータをいただいております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） いわゆる障害ということで分類される内容での実態の把握ということになるかと思うんですが、いわゆる、ここで最初にお話ししましたように、いわゆる中程度です、40デシベル以上から大体中程度、あるいは重症というんでしょうか、中等度、高度難聴とそんなふうに仕分けを大体されているようなんですが、中程度以上、WHOのほうでは41デシベルの中程度あたりから補聴器の装着を勧めているという状況がありますので、本町における中程度以上の状況把握というようなことについてされているのかどうか、そういうものの把握を今後どうするのかということも含めてあれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 現在のところ、中等度以上ということで41デシベル以上の聴

力の中等度の難聴者の把握はできておりません。また、こちらは耳鼻科での検査ですとか、詳しい診断が必要になってきますので、その辺の把握については現在のところ難しいものと考えております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。2番目に移りますけれども、いわゆる難聴の方も役場にいらっしゃると思いますけれども、前は耳マークですか、そういうものを設置しながら窓口対をしていきますということであったわけでありましたが、現在も多分そういうふうになっているんだとは思いますが、具体的に耳マークがついたコーナーに行って、要約筆記といいますが、そういう対応なのか、どういう具体的な対応の仕方になっているのか、その辺についてお知らせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 保健福祉センターを含めまして、役場の窓口におきましては、基本的には対応の状況は変わりませんが、聴力に支障のある方が来庁された場合には聞こえ方の程度に応じて程よい大きさの声でゆっくり話をしたり、または筆談を行うなどの対応を行っております。また、ここ近年一、二年においてはコロナ禍でございまして、マスク着用が聞きづらさをさらに一層増していると推察されますので、より丁寧な対応を心がけるように職員努めております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 窓口の対応についてはおっしゃられたとおりになんだろうと思うんですが、やはり補聴器などがあれば、十分に聞き取ってお話合いをすることも可能なのかなというふうに思っております。3年前の質問をした際にも、ヒアリンググループ含めて様々な補聴システムというのは今開発されてきているんですよね。ですから、ヒアリンググループですと、例えばこういう部屋の中に1つの線を、アンプを通して線で囲って、その線で囲った中に補聴器をつけた方が一定の電波を受信できるようにした補聴器をつけていけば気持ちよく皆さんの話をしているのを聞こえてくるという、そういうシステムでありますけれども、それと同じように、対面でアンテナのようなものを置けば、補聴器をつけた人がその声をそのまま聴けるというシステムもあるんです。ですから、そういったものなどもぜひ研究いただいて、やはり筆談であるとか、若干面倒な面があると思いますし、実際に自分の耳で聞いてお話ができるということが非常にいいのではないかと思うので、そういった工夫なども窓口でぜひやっていただきたいと。そういう意味では、そういう機器が今どんどん出てきていますから、

ぜひ研究をいただいて、活用いただきたいというふうに思っております。2番目終わります。

3番目でありますけれども、なかなか、私もそうなんですけれども、時々、年に1回か2回なんですけれども、娘とか息子が帰ってくると、おやじテレビの音大きいんじゃないのとか、こんなふうに言われるんです。それはやっぱり、自身では気づかないんですけれども、やっぱりボリュームをどうしても上げているという、自分自身では気づかないけれども聴力が落ちてきているという、そういうあかしなんだろうというふうに思っているわけです。ですから、そういう状態でいますから、自分の聴力がどれぐらいなのかというのはさっぱり分からないままに過ごしているというのが現状あるのではないかとというふうに思っているわけですが、自分の聞こえがどの程度なのかということをやっぱりしっかりと自覚をするという意味では、住民健診や特定健診と言った中で聴力検査が受けられればいいのかと、そんなふうに思うんですが、そういう聴力検査を受ける機会をつくれないのかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今野議員おっしゃるとおり、年齢を重ねてくる中でご自分ではなかなか聴力が低下していることについて兆候があるということに気がつかずに、そういった初期の難聴ですとかそういう発見が遅れてしまう傾向にあるということは、私もそのように同感で持っております。

そのような中、ご質問をいただいた住民健診会場などでの聴力検査の実施でございますけれども、現在町の健診におきましては、国の指針に基づく生活習慣病の予防のための検査項目が中心でございます、そういう検査項目を中心に行っているところです。また、聴力検査について現在健診を受託していただいております健診団体にお聞きしましたところ、聴力検査できますと、ただし防音室が必要なんですということで、そういった環境整備が必要なのかなという観点から、現在の集団健診の会場における検査実施は難しい状況でございます。午前中櫻井 靖議員さんがボックス型の授乳施設が、簡易なものがあります、最近そういうのができましたというのが情報としていただいたところですが、もっと簡単な健診団体さんでも買えるような簡易な聴力検査ができるボックスみたいなものができればいいのになと、私ちょっと思っていまして、いずれ頭のいい研究者の方が開発してくれることを期待するところでございますけれども、現在のところ健診の会場では大変難しいです。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。やっぱり、でも若いときに、年齢を重ねる前ですね、俺

耳が遠くなったなど自分が自覚する前の段階で自分の聴力をしっかり認識するというのは大事なことなんだろうと思うんです。やっぱりそうすることによって、このWHOの中で言っているように早めに補聴器を装着すると、そうすると補聴器の使い方が上手になるんですよ。前にもお話ししましたがけれども、補聴器ただ年取ってからつけても雑音が、全部雑音のように聞こえてしまうと。我々健康人でも、こうやっっているいろいろな雑音があるんだけど、人の話に集中すればそれが聞こえるようになっているので聞こえているわけですけども。実際上は、補聴器で通すといろいろな音が結局入ってきて、入ってくる音の中から話している相手の言葉を集中して聞くという訓練がされていないために諦めてしまうんです。だから、補聴器は買ったんだけども棚の上に上げて祭っていますよみたいな、そういう方も結構いらっしゃるけど、こういう状況ありますので、やはり若い時点で難聴に気づいて、その上でやっぱり慣れていくという、補聴器を使うことに慣れていくということが大事なのかなというふうに思っているんです。補聴器もいろいろな種類がありますから、そうでないものもあるかもしれませんが、一般的に我々が購入するような数万円ぐらいの補聴器ですと、やっぱりそういう作業がどうしても必要になってくるんだろうなというふうに思います。そういう意味で、早く自分が難聴だという状態を把握するということが非常に大事だと思うので、住民健診や何かでなかなか難しいと、防音室が必要だということなんですが、当然耳鼻科のお医者さんとかそういったところに行けば多分そういう自分の難聴度を調べられる、そういう場所がそろっているだろうというふうに思います。そういう意味では住民健診、特定検診と言いつつも、お医者さんと提携しながら健診を受けられるようなシステムというものも逆に言うと構築できるのかなと。なかなか町内には耳鼻科のお医者さんいらっしゃいませんけれども。でも、近隣の市町村まで行けばそういうお医者さんもいらっしゃるかと思いますので、そういう考え方もあってはいいのではないかなというふうな気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 私も今回加齢性難聴ということ調べていただいた中で、大変難聴の仕組みといいますか、成り立ちといいますか、それが大変難しく、音を聞き取るということだけではなくて、言葉を聞き取るというようなことも高齢者の老人性難聴の特徴の1つであるということで調べていただきました。補聴器もそういった特徴に合わせて人それぞれ違うものを選ぶ、それから検査が年を重ねるごとによって変わってきますので、補聴器も更新していかなければならないということ、そういったことを全てお医者さんからの説明

を受けた中で補聴器の導入が必要であるということを知りました。また、補聴器をせっかく買っても4人に1人は使わないでしまっているという現状もあるということだそうです。確かに、買ったけれども使っていないんだよねと今野議員さんがおっしゃったように、雑音が入ってというようなことでした。これは早めに、もし補聴器をきちんと説明を受けてご自身で納得をして使っていれば違っただろうなという事例を、私たちも数多く対面して感じているところでもあります。早めの検査につきましては、確かに自分が耳鼻科に行って積極的に検査するという方法も1つですし、それから最近ちょっとテレビの音大きくないとか、それから大分電話で聞き返しているよねというような周りの方に気づいていただくというようなこともあるかと思います。早めに補聴器を使わない理由としては、自分では不便に思っていないという方もいらっしゃるというふうに伺っていましたので、耳鼻科に行くことも多分ステップとしては大きいのかなと思っております。確かに検診としてあれば皆さん自分で問題がなくても検診を受けようということで検査を受けることはできるかとは思いますが、健診に導入することですとか、それから気軽に病気の心配がなくても病院で検査ができるという仕組みは医師会の先生方と十分に協議をした上で検討していかなければならないことだというふうに理解しておりますので、これは難聴に、高齢者の難聴につきましては、町、県、国だけではなくて、世界全体的な問題だというふうに伺っていますので、そういったことがどんどん社会的な仕組みとして変わっていくことを私たちも期待しているところです。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） そうなんです。ぜひ耳鼻科の先生方からも変わらないと駄目なのかなと思っているんです、ですから。結局耳鼻科の先生が診るときは障害の程度を計る形で見るというケースが多分多いんだと思うんです。ですから、それ以前のところで耳鼻科の先生方が、あなたは難聴ですと、積極的に補聴器をつけたほうがいいですという、多分そういう指導はしていないんだと思うんです。だから、70デシベルを超えたところで初めてあなたはもう障害ですと、だから補聴器をつけたほうがいいですという話になるんだと思うんです。ですから、そこの医療としての難聴、ここの考え方がずれているのかなと、我が国においては。世界レベル、WHOのレベルでいけば40デシベルから言ってみれば病気ですと、障害ですという考え方になるけれども、日本においては70超えないと、そこがきちんとした病気なり障害だという捉え方になっていかないという側面があると思うので、課長がおっしゃられるように、全体として医療なのか障害なのかということを含めて見直していくという過程が本来必要になっているのかなとは思いますが、ぜひ、そういう意味では松島の町民の皆さんも

早めに自分はやっぱり聴力が衰えてきているんだということに気づいて、やっぱり高齢になってからもいろいろと聴力を維持できて社会生活ができるということが大事なことだ、それはやっぱり最初にお話ししたように認知症の問題と非常に深く関わっているというのが最近の研究の成果であるということだと思えます。ですから、このオレンジプランの中でも予防措置の項目の中に入ってきていると、こういうことになっていると思うので、ぜひ今日お願いしたいのは、1つは難聴だということを軽視しない、そしてやっぱりしっかりと対応して、認知症って大変なんです。やっぱり対応が。ですから、そういう意味で1人でも2人でもとにかく認知症にかかる方を少なくしていくということが本当に大切なことだと思っているんです。前に町内に認知症の方どのぐらいいると思いますかということをお聞きしたときは、たしか今から何年前でしょうね、10年ぐらい前ですか、お聞きしたのはそのぐらいになるかと思うんですが、推計でいうと700人ぐらいはいるでしょうと、もしかするとそれ以上いるんじゃないでしょうかと、そういうふうに答弁いただいたこともありました。ですから、やっぱり認知症をいろいろな、認知症についてもいろいろなレベルの方がいらっしゃるとは思いますけれども、介護されるご家族の皆さん含めて大変な状態になりますので、ぜひそういった聴力を維持して本当に社会生活を長期にわたって十分に続けられるような、そういうものにしていくということが大事だと思いますので、ぜひ町長、難聴の問題、今日は全部解決してくださいとは言いませんから、関心を持っていただいて、今後のことについても考えていただきたいというふうに思います。

そこで、最後にいわゆる中程度の難聴から補聴器の装着ができるように、購入助成の制度をつくる、あるいは導入する、そういう考え方はないかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この補聴器の問題、かなり難しいなと思って今やり取り聞いていましたけれども、まず国のほうできちっとこういったことをまず認めないと、なかなか1つの自治体だけで行うというのも大変いろいろな問題が出てくるのではないかというふうには思って聞いていました。ですから、中程度の高齢者の難聴者に対しての助成を実施している自治体は全国の中にあることはあるらしいんで、ただ宮城県にはそういった自治体はないというふうにきいております。だから松島もなくてはいいいということではないんですが、今後こういったところについては研究していきたいというふうに思いますし、またこれは松島だけの問題でなし、宮城県でなし、全国的にこういう難聴者の方々は増えているんだろうと思います

ので、本当は国会なんかで全国展開していけばいろいろな助成制度がもしかすると出てくるのではないかというふうに思って聞いておりました。今後今すぐ松島でやるということはなかなかいきませんが、様々な分野での研究結果や情報収集に努めまして、高齢者の介護予防に役立てていきたいというふうに考えています。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 難聴ということについては、いわゆる耳鼻科の先生方の中でもまだまだ意識のずれというのはあるみたいです。ですから、そういう直接聞こえの問題に関わっているお医者さんのところでもやっとなら症状の度合い、このはかり方もやっとなら統一性を持ち始めたというのが何か最近の流れなのかなと思っていろいろ読んでみましたらそういうことのもありますので、これからの課題なのかなと思っています。とりわけ松島町は高齢化率40%、日本もこれからどんどん高齢化していくと、こういう状況になってくるわけですから、難聴の問題というのは非常に大きい問題にもこれからはなってくるのかなというふうに思っております。ぜひ、本町においても、本町における、少なくとも難聴の実態、いわゆる障害者だけでなく聞こえの問題として町民の方々がどういう状況に置かれているのかということ、ぜひ把握していただく努力をしていただきたいというふうに思います。これは今日はお願ということにしておきたいというふうに思います。それから、補助制度については、これも町長から答弁ありましたように、だんだん広がってきているというのが実態です。北海道の北見だとか、東京はそれぞれの区で何か所かやっているところもありますし、長野県ですと木曾町とか、南木曾町ですか、とか、そういったところ、安曇野とかいろいろなところで始まってきているという実態もありますので、それぞれの自治体でやっている施策、ぜひ研究いただいて今後松島の行政の中で実現をしていただければということで今日は要望ということにしておきたいと思います。

2点目に移らせていただきます。

2点目はブルーインパルスの上空飛行についてということでありまして、今年9月の決算特別委員会でも若干お話をさせていただきました。最近、航空自衛隊松島基地所属のブルーインパルスと思われる機体の本町上空を飛行する機会が増えたのではないかと。また、飛行機の発する爆音にびっくりするといったような声が私のところにもたくさん寄せられております。訓練の時間というのは大体決まっているようでありまして、ここに午前10時からとかと書いてありますが、大体基地を8時ぐらいに飛び立つのかどうか分かりませんが、8時ぐらいから訓練が始まるケースと10時ぐらいから始まるケース、それから2時ぐらいから始まるケース

というようなことで、松島上空に来るのを、時計を見てみますと、大体先週金曜日は8時5分ぐらいにまず何度か飛んだような気がしますし、そのあと10時、やっぱり40分前後でしたか、その後2時過ぎにも、1、2、3回飛んだ、金曜日はたしか。そんなような状況もあったように思っております。そういう状況の中で、住宅地の上空を飛行するということになるわけなので、機体の部品が落下するというような可能性もあるということで危険だということ、それからちょうど高城町の上空、磯崎の上空を飛んでいるような形になりますので、午後の2時頃というと、保育所の子供なんかもしかすると昼寝中なのかなとか、びっくりして起きている子供はいないのかななんて思ったりもするわけでありましてけれども、そういう爆音の問題があるし、あとはブルーインパルスでいうと冬季オリンピックでは5輪を描くコースモークの燃料が基地周辺の民間車両に付着をするという問題も起きております。また、先月30日には三沢基地所属の米軍機から上空から燃料タンクが投棄をされたと。落下地点というのは青森県の深浦町の中心部ということだったそうで、大変民家に近い位置に落下をしたというようなことだったようでもあります。こういったことを踏まえて、また以下の点についてお伺いをしたいと思います。

最近、1点目は、最近なぜこの松島の上空を頻繁に飛行する機会が増えているのかなということなんです。実際に増えているのかどうか私は分かりませんが、町民の皆さんからはやっぱり何か多くなっていますよねと、こういうふうに言われるものですから、増えているのだろうという、そういう推測の下にお伺いをするわけでありまして。また、爆音もするということですので、ブルーインパルスと思われる機体の飛行高度、こういったものはどの程度のところを飛んでいるのか、そういった内容について、もし分かれば教えていただきたいということでございます。

○議長（色川晴夫君） 答弁をお願いします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の議員の質問の件でありますけれども、議員から9月の議会の決算審査特別委員会においてご質問があった訓練飛行回数等につきましては、12月3日に開催された松島飛行場航空機騒音対策会議において事実関係を確認させていただきました。この会議は、東北防衛局、松島基地、それから宮城県、松島基地周辺市町村で組織され、騒音苦情の状況や対応について情報の共有の場として毎年1回開催されているものであります。内容につきましては危機管理監から説明させます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） ご質問がありました本町上空での訓練飛行回数につきまして確認

しましたところ、航空自衛隊松島基地の見解としましては、昨年から本年にかけて回数が増えているという事実はないとの回答でございました。しかしながら、東日本大震災直後の全く訓練がなかった状態から、平成25年度からはブルーインパルスが、平成28年度からはF-2戦闘機の本格的な運用再開により震災前の運用になっているということから、数年単位で見れば訓練飛行の回数が増えているものと認識されるものです。なお、現在の訓練回数につきましては、月曜日から金曜日までの平日に1日3回、さらに週に1回から3回程度夜間飛行訓練が会場で実施されております。また、飛行高度の分につきましては、航空法に定められた最低安全高度を遵守して訓練を実施しているとの見解でございました。なお、航空法における最低安全高度につきましては、人または家屋の密集している地域の上空では、航空機を中心として水平距離が600メートルの範囲の中で最も高い障害物の上段、上ですね、から約300メートルと規定されておりますので、何も無いところでも最低でも300メートル以上の高度が保たれているというところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。東日本大震災のときは全く飛んでいなかったと。その後25年からブルーインパルス、それから28年からF-2が飛ぶようになったのでと、こういうことのご答弁だということだと思います。そう言われるとそうなのかなという、そういうことにしかならないんでありますが、実際の問題として、ただこの訓練がやられている、増えているのはそうだとしたことなんです、松島の上空を飛ぶということがどうなのかということが問題なのかなと。多分私が議員になったころ、昔の第三小学校ですか、手樽の第三小学校、あそこがやっとブルーインパルスか何かの訓練飛行の音がうるさいということで、防音装置といいますか、そういうものの設置をかなり無理にお願いをしてやっていただいたという、たしか経緯があったのかなと思うんですが、それから比べると、もっと高城寄りとかこちらのほうに寄ってきて飛んでいるような気がするんです。ですから、本来であれば訓練空域というものがあるって、松島上空ではなくて多分海のほうに訓練区域があるんだと思うんですが、そちらに行って飛行機は飛ぶものではないかと思うんですが、なぜこの松島上空なのかなという疑問が出てくるわけですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 飛行訓練空域につきましても同会議の席上で確認させていただきましたが、自衛隊の見解といたしましては、訓練は主に海上上空を訓練飛行空域として実施

しておりまして、急な天候の変化、いわゆる雲の発生であったり、風向、風向きであったり、そういったものを避けるために飛行ルートを変更し、本町上空を旋回していくという状況であるというところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 大体毎日のように訓練をしているわけで、1日3回ですね、大体。大体飛んでいくところは同じなんです、見ています。ですから、毎日飛行条件だとかなんとかというのは同じなはずはないし、松島上空を飛ばなくてもいい日があってもいいのではないかなど、逆に言うと。そういう気もするんですが、上空をやっぱり飛ぶような状況にならざるを得ないのかどうかです。訓練空域ってかなり離れていますよね。いろいろ訓練空域というのはあって、自衛隊の高高度訓練空域と自衛隊の低高度訓練空域というのは、まずありますよね。自衛隊低高度訓練空域というのは極めて小さい区域しかないんです。この辺では。R-333が多分そうだと思うんですが、そういう場所、極めて狭い場所なんです。高高度訓練空域はちょっと広めにD、近くではDとかBとかと言われる空域になっているようなんですけども、その辺に行くのに松島上空を飛ばなければならない感じには、私なんかには全然、航空法でいろいろあるんだとは思いますが、わざわざ松島のほうに来なくてもいいように見えるんですよ。なぜ松島なのかなという、この上空、こっちまで飛ばなくちゃいけないのかなという、その辺の事情なんか分かりますか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 飛行回数等につきましても、やはり我々も多くなってきたんじゃないかという感覚値ではおりまして、何度もやはり自衛隊のほうには確認させていただいておりました。そのときに言われるものについては、気象条件、やはり雲が発生した場合の有視界飛行は禁止されておりますので、どうしても海上に雲が発生しましたら旋回する、安全性の面から旋回する必要があるということで、それが今のところは松島上空を旋回して回っているということになっているのだというふうな認識でおります。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そこで、だから町としては、それではそういう行為をどこまで許容できるのかと、そういうことについて検証的に今までF-2なりブルーインパルスなりが飛行する飛行機の空路を含めて検証的に見ている、見てきたということはあるのかどうか、そのことを含めて、どこまで許容できるというふうに考えているのかあればお答えください。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 町がどこまで許容できるのかという点に関しましては、難しい問題であるというふうに考えております。私、安全対策であったり、騒音対策であったりと、こういった面に関しましては防衛局、東北防衛局であったり自衛隊のほうに直接申入れをしていくことが重要であるというふうに認識しております。また、先ほど申し上げました松島飛行場航空機騒音対策会議、こちらのほうは直接申入れできる場でもございますので、こういった場を通して対策を講じるように求めていくことが今後必要になってくるというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 最後になりますけれども、そういう意味で先ほど、最初に申し上げたように飛行機が飛ぶというのは、民間機も含めてそうなんでしょうけれども、いろいろとお空から落下物が落ちてくるということも含めて懸念される事項というのはいっぱいあるわけです。1日に3回ぐらい大体同じ高度で飛行機が通過をするというふうになっているわけなので、そういった懸念というのはいくらも高まる可能性が強いわけです。そういう意味では住民の安全、あるいは財産、命、こういうものをちゃんと守ることが必要なわけですから、私としてはブルーインパルスの上空、本町上空の飛行についてできるだけルートを変えてほしいと、やっぱりこの高城等々の住宅地の真上を飛ぶことは避けてほしいと、こういうふうに思うわけでありまして。ぜひそういう意味では訓練機の飛行ルート変更も含めて住民の安全確保策ということで航空自衛隊松島基地、このところに町としてしっかり申入れを行っていただきたいと、こう思うんですがいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島基地の、大体空港圏域というんですか、それが富山から名籠方面ということになっておって、ちょうど我が家の上はその真下に当たるのかなと。ブルーインパルスは私さほど気にしないんだけど、F-2はやっぱりすごいなと、音が。ということで、F-2だけのときは、うわあ、うるさいなと、正直思うことが多々ありますけれども。ただ、本町はブルーインパルスが飛行しないようにすることは現実的にはなかなか難しいものがあるのかなというふうに思っております。町でイベントとか何かやる時だけは、飛んでください飛んでくださいと言ってお願いして、いざ訓練のときは飛ばないでくださいと言うのも、なかなか私の立場からは素直に言えないのが正直なところでありましてけれども、ただ、町民の、今議員から言われました、議員さんから言われました町民の生命、財産、こう

いった守る側としては、何重にも安全対策を講じるようにこれからも基地には申し入れていきたいというふうに思いますし、近々また司令にお会いする機会を設けておりますので、そういったことについても町と、それから基地がちゃんと共有出来ていけるようにやっていきたいというふうに思います。そして、松島だけじゃなくて、東松島も地元だろうし、それから石巻もそうだし、女川もそうだろうし、多分あと涌谷かな、その辺も多分圏域の中にあるんだろうと思いますけれども、そういったところの自治体とも横の連携をしっかりと取ってやっていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 私は別にブルーインパルスが憎くて言っているわけじゃないので、ブルーインパルス、カッコいいですもんね。ファンもたくさんおられて、この間の選挙期間中にあれしたら、松島の上を飛んでいるブルーインパルスは私のためにやってくるんだと、そういう方もいらっしゃるぐらい本当に人気があるわけです。ですから、別に憎いわけじゃなくて、ただ、やっぱり住民の安全を守る上で必要なこともあるだろうと、こう思うので、お話をさせていただいているということでもありますので、その辺についてはぜひご理解もいただきたいというふうに思います。ぜひ、町長最後にお話しされたように、地方自治の本旨ですから、住民の財産、命を守ると、ここのところに立って、ぜひじっくりと司令とお話もいただいて、できればルートの変更なりを申し入れていただければと思います。ブルーインパルスとF-2の違い、私は全然分からないので、どっちが飛んでいるのかも分からないのであれなんですけれども、今いみじくも町長から出ましたように、昔は多分本当に向こうの、三小の、学校の向こう側を多分飛んでいたんだと思うんです。最近こっち側に来るようになっていくということなので、ぜひその辺も理解していただきながら申入れもできればお願いをしたいということで質問は終わりということにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。

一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は明日21日に延会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は12月21日午前10時です。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

午後 2時51分 散会